

官報 号外

平成二十八年十二月六日

○第九十二回 衆議院會議録 第十六号

平成二十八年十二月六日(火曜日)

議事日程 第十五号

平成二十八年十二月六日

午後一時開議

- 第一 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)
- 第二 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(第百八十九回国会、細田博之君外七名提出)
- 第三 無電柱化の推進に関する法律案(国土交通委員長提出)
- 第四 自転車活用推進法案(国土交通委員長提出)
- 第五 道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第三 無電柱化の推進に関する法律案(国土交通委員長提出)
- 日程第四 自転車活用推進法案(国土交通委員長提出)
- 日程第五 道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)

平成二十八年十二月六日 衆議院會議録第十六号

無電柱化の推進に関する法律案外二案

日程第一 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

日程第二 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(第百八十九回国会、細田博之君外七名提出)

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

○議長(大島理森君) お諮りいたします。

日程第一及び第二は、これを後回しとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、日程第一及び第二は後回しといたします。

○議長(大島理森君) 日程第三ないし第五は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

日程第三 無電柱化の推進に関する法律案(国土交通委員長提出)

日程第四 自転車活用推進法案(国土交通委員長提出)

日程第五 道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)

○議長(大島理森君) 日程第三、無電柱化の推進に関する法律案、日程第四、自転車活用推進法案、日程第五、道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。国土交通委員長 西銘恒三郎君。

無電柱化の推進に関する法律案

自転車活用推進法案

道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔西銘恒三郎君登壇〕

○西銘恒三郎君 たゞいま議題となりました各法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

まず、無電柱化の推進に関する法律案は、災害の防止、安全、円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進しようとするものであります。

その主な内容は、
第一に、無電柱化の推進について、基本理念、国及び地方公共団体の責務等を定めること、
第二に、国土交通大臣は、無電柱化推進計画を定めなければならないこと、
第三に、無電柱化が必要であると認められる道路の占用禁止等を実施すること、
第四に、道路整備事業等実施の際、電柱、電線の新設を抑制するとともに、可能な場合は撤去を行うこと
などであります。

次に、自転車活用推進法案は、自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図るため、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進しようとするものであります。

その主な内容は、
第一に、自転車の活用推進について、基本理念、国及び地方公共団体等の責務を定めること、
第二に、政府は、自転車活用推進計画を定めなければならないこと、

第三に、国土交通省に自転車活用推進本部を置き、本部長として国土交通大臣を充てることなどであります。

次に、道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案は、バス、トラック等の事業用自動車の運転者の疾病に起因する事故が発生している状況等に鑑み、自動車運送事業における輸送の安全を確保しようとするものであります。その主な内容は、

第一に、事業者は、運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態でバス、トラック等を運転することを防止するために必要な措置を講じなければならないこと、

第二に、貸し切りバスの運行安全の確保を実効的に行うための方策について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることなどであります。

各法律案は、去る二日の国土交通委員会において、いずれも全会一致をもって委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

なお、道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案に関して、運転者への健康起因事故対策に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ速やかに可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 三案を一括して採決いたします。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、三案とも可決いたしました。

日程第一 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

日程第二 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(第百八十九回国会、細田博之君外七名提出)

○議長(大島理森君) 先ほど後回しといたしました日程第一、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第二、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長秋元司君。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔秋元司君登壇〕

○秋元司君 たいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、住居等の付近をみだりにうろつく行為及び電子メールに類するその他の電気通信の送信等を行うことを規制の対象に加えるとともに、禁止命令等について、警告を経なくてもこれをすることができるようにすること、緊急の必要がある場合における手続を整備すること等の措置を講ずるものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る十一月二十九日日本委員会に付託され、翌三十日、難波参議院内閣委員長から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案について申し上げます。

本案は、特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与することともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行うものであります。

本案は、第百八十九回国会に提出され、継続審査に付されていたもので、今国会では、去る九月二十六日日本委員会に付託され、十一月三十日、提出者細田博之君から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入りました。

十二月二日、質疑を行い、質疑を終局した後、本案に対し、自由民主党・無所属の会及び日本維新の会の二会派共同提案により、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律第六条の規定により総務省設置法が改正されたことに伴い、必要な技術的修正を加えることを内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) これより採決に入ります。まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(退場する者あり)

次に、日程第二につき採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。午後一時十三分散会

出席国務大臣

- 国土交通大臣 石井 啓一君
- 国務大臣 菅 義偉君
- 国務大臣 松本 純君

○議長の報告

(議決通知)

一、去る十一月二十九日、本院は、国会の会期を十二月一日から十四日まで十四日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律
割賦販売法の一部を改正する法律
道路運送法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る十一月二十九日、内閣から次の報告書を受領した。
東日本大震災復興基本法第十条の二の規定に基づく東日本大震災からの復興の状況に関する報告書
一、去る十一月二十九日、内閣を経由して総務大臣高市早苗君から、次の報告書を受領した。
放送法第七十二条第二項の規定に基づく日本放送協会平成二十七年業務報告書及び総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書
一、去る十一月二十九日、内閣を経由して文部科学大臣松野博一君から、次の報告書を受領した。

国立研究開発法人科学技術振興機構法附則第五条の六第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構平成二十七年革新新技術研究開発業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
独立行政法人日本学術振興会法第二十一条第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会平成二十七年学術研究助成業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

スポーツ振興投票の実施等に関する法律第三十条第二項の規定に基づく独立行政法人日本スポーツ振興センター平成二十七年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
一、去る十一月二十九日、国と地方の協議の場議長菅義偉君から次の報告書を受領した。
国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場平成二十八年度第二回における協議の概要に関する報告書
一、去る二日、会計検査院長河戸光彦君から次の報告書を受領した。
会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「租税特別措置(所得税関係)の適用状況等について」
(理事補欠選任)
一、去る二日、国家基本政策委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 平沢 勝栄君(理事御法川信英君去る九月二十三日委員辞任につきその補欠)
理事 松島みどり君(理事木村太郎君去る九月二十三日委員辞任につきその補欠)
理事 笠 浩史君(理事山井和則君去る九月二十三日委員辞任につきその補欠)
理事 柿沢 未途君(理事今井雅人君去る九月二十三日委員辞任につきその補欠)
理事 望月 義夫君(理事田中和徳君去る九月二十三日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
議院運営委員
辞任
補欠
牧島かれん君 熊田 裕通君
熊田 裕通君 牧島かれん君

一、去る十一月三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員
辞任
補欠
岡下 昌平君 長尾 敬君
池田 佳隆君 谷川 とむ君
國場幸之助君 橋本 英教君
長尾 敬君 宗清 皇一君
橋本 英教君 大見 正君
大見 正君 國場幸之助君
谷川 とむ君 池田 佳隆君
宗清 皇一君 岡下 昌平君

一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員
辞任
補欠
赤澤 亮正君 山下 貴司君
山下 貴司君 赤澤 亮正君
国家基本政策委員
辞任
補欠
田中 和徳君 望月 義夫君
一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員
辞任
補欠
岩田 和親君 中谷 真一君
神谷 昇君 若狭 勝君

法務委員

角田 秀穂君
池内さおり君
中谷 真一君
若狭 勝君
高木美智代君
清水 忠史君

補欠
高木美智代君
清水 忠史君
岩田 和親君
神谷 昇君
角田 秀穂君
池内さおり君

厚生労働委員

白須賀貴樹君
高橋ひなこ君
豊田真由子君
福山 守君
中島 克仁君
河野 正美君
八木 哲也君
大野敬太郎君
大串 正樹君
大西 英男君
今野 智博君
宮川 典子君
本村賢太郎君
足立 康史君

補欠
今野 智博君
大西 英男君
宮川 典子君
八木 哲也君
本村賢太郎君
足立 康史君

国土交通委員

秋本 真利君
木内 均君
橋本 英教君

補欠
門 博文君
小松 裕君
瀬戸 隆一君

宮崎 岳志君	山田 賢司君	前川 恵君	星野 剛土君	高橋ひなこ君	田畑 裕明君	井上 貴博君	井上 信治君	安住 淳君	細田 博之君	古屋 圭司君	野田 聖子君	二階 俊博君	長島 忠美君	高木 毅君	高村 正彦君	田村 貴昭君	吉田 宣弘君	松田 直久君	藤原 崇君	藤丸 敏君	長尾 敬君	小松 裕君	門 博文君	國場幸之助君	瀨戸 隆一君	清水 忠史君	中川 康洋君	横山 博幸君	望月 義夫君	古川 康君
安住 淳君	古屋 圭司君	野田 聖子君	高木 毅君	高村 正彦君	細田 博之君	長島 忠美君	二階 俊博君	宮崎 岳志君	田畑 裕明君	山田 賢司君	前川 恵君	井上 信治君	井上 貴博君	星野 剛土君	高橋ひなこ君	清水 忠史君	中川 康洋君	横山 博幸君	橋本 英教君	望月 義夫君	古川 康君	木内 均君	秋本 真利君	國場幸之助君	藤原 崇君	田村 貴昭君	吉田 宣弘君	松田 直久君	藤丸 敏君	長尾 敬君

国家基本政策委員

辞任

補欠

(議案提出)

一、去る十一月二十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

厚生労働委員長丹羽秀樹君解任決議案(山井和則君外七名提出)

厚生労働大臣塩崎恭久君不信任決議案(山井和則君外七名提出)

一、去る十一月二十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

日本放送協会平成二十七年年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書並びに監査委員会及び会計監査人の意見書

一、去る二日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

無電柱化の推進に関する法律案(国土交通委員長提出)

自転車活用推進法案(国土交通委員長提出)

道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)

(委員会審査省略要求書受領)

一、去る十一月二十九日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

厚生労働委員長丹羽秀樹君解任決議案

山井和則君外七名

厚生労働大臣塩崎恭久君不信任決議案

山井和則君外七名

(議案付託)

一、去る十一月二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第五一号)

内閣委員会 付託

(議案送付)

一、去る十一月二十九日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

官民データ活用推進基本法案

一、去る十一月二十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案(第百九十回国会内閣提出、本院継続審査)

一、昨五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

無電柱化の推進に関する法律案(国土交通委員長提出)

自転車活用推進法案(国土交通委員長提出)

道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)

(議案通知書受領)

一、去る二日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案(第百九十回国会衆法第四三三号)

一、去る二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

割賦販売法の一部を改正する法律案

道路運送法の一部を改正する法律案

(議案撤回)

一、去る二日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。

道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(二階俊博君外三名提出、第百九十回国会衆法第五一号)

(議案撤回通知)

一、去る二日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(二階俊博君外三名提出、第百九十回国会衆法第五一号)

(調査要求承認)

一、国家基本政策委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国家の基本政策に関する事項

二、調査の目的

国家の基本政策の適正を期するとともに、我が国の将来の指針を確立するため

三、調査の方法

内閣総理大臣と野党党首との討議等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

平成二十八年十二月二日

国家基本政策委員長 棚橋 泰文

衆議院議長 大島 理森殿

(質問書提出)

一、去る十一月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

アメリカ大統領選後のTPPに対する政府認識と関連予算に関する質問主意書(井坂信彦君提出)

防衛省へのサイバー攻撃に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

一、去る十一月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

割賦販売法改正法に関する質問主意書(福島伸亨君提出)

安倍総理の「こんな議論をやっていたら、何時間やっただけです、それは」との発言に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
ヒラリー・クリントン候補重視の日本外交の問題意識に関する再質問主意書(逢坂誠二君提出)

トランプ氏の超積極財政に市場が好意的だったことに関する質問主意書(福田昭夫君提出)

通級指導の担当教員の基礎定数化に関する質問主意書(西村智奈美君提出)

原発事故避難者の住宅支援に関する質問主意書(菅直人君提出)

タミフルの一歳未満の乳児への投与に関する質問主意書(大西健介君提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
日印原子力協定におけるインドの核実験モラトリアムの有効性に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

沖縄県石垣島吉原沖の川平湾付近で座礁した外国漁船の撤去等に関する質問主意書(仲里利信君提出)

名護市辺野古新基地建設工事のあつせんを主たる業務とする一般社団法人と政府が締結した建物賃貸借契約に関する再質問主意書(仲里利信君提出)

一、昨五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
PPP関連予算とPPP発効との関係に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

東海再処理施設のさまざまな管理に対する政府の認識に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

(答弁書受領)

一、去る十一月二十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員高井崇志君提出固定価格買取制度の平成二十八年運用変更に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出政府の所管を案内し総合的に対処する部署の創設に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出第二次安倍政権以後に政府が債務免除した円借款に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊のソマリア沖・アデン湾の海域における活動の現状に関する質問に対する答弁書

衆議院議員階猛君提出PKO派遣要件にかかわる「武力紛争」の定義等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員階猛君提出UNMISSとPKO参加五原則に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する再質問に対する答弁書

平成二十八年十一月十八日提出
質問 第一一五 一 号

固定価格買取制度の平成二十八年運用変更に関する質問主意書

提出者 高井 崇志

固定価格買取制度の平成二十八年運用変更に関する質問主意書

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度の運用については、平成二十四年七月の制度創設以来、再生可能エネルギー発電設備の認定および導入状況に応じた見直し順次図られてきたところである。平成二十八年においても、平成二十八年七月二十九日に資源エネルギー庁から平成二

十八年八月一日以降に接続契約を締結する太陽光発電設備の運用変更について」と題する文書が发出され、太陽光発電に係る設備認定に関する大幅な制度改正の方向性が示された。

固定価格買取制度の運用変更は再生可能エネルギー業界に大きな影響を与えるものであり、適切な制度運用が図られなければならない。そのため本質問主意書では、同文書において示された固定価格買取制度の運用変更(以下「平成二十八年運用変更」と略す)に関して、運用状況およびその政策的含意を確認するため、以下質問する。

一 平成二十八年運用変更では、平成二十八年八月一日以降に送配電事業者と接続契約を締結する太陽光発電案件(以下「新ルール案件」と略す)に関して運転開始期限を付与する一方で運転開始前に太陽電池のメーカー、種類、その他の変更認定を行っても調達価格の変更をしない、と方向性が示された。なぜこのような運用変更を行ったのか、政府としての狙いを明らかにしたい。

二 平成二十八年運用変更の結果、新ルール案件に関しては調達価格の引き下げを伴わずに太陽電池のメーカーの変更をすることが可能となったことから、メーカー間の競争が激しくなり、太陽電池の価格が急速に下落している。他方で平成二十八年七月以前に送配電事業者と接続契約を締結した太陽光発電案件(以下「旧ルール案件」と略す)に関しては太陽電池のメーカーを変更すると調達価格が下落してプロジェクトの収益性が大きく落ちてしまうことから、太陽電池のメーカーの変更が制度上困難で競争が進まず、太陽電池の価格が高止まりしている状態である。このように平成二十八年運用変更によって、新ルール案件と旧ルール案件との間で競争

環境が大きく異なるようになり、同じメーカーの同じ型式の商品でも新ルール案件と旧ルール案件で価格が異なるという「二物二価」の状況が生まれやすくなっている。このように制度的要因で一物二価が広がることは市場を歪めることにつながるため、産業政策として好ましくなく、「二物一価もしくはそれに近い状況に太陽電池の価格を収束させるような対策が必要と考えるが、政府としての見解を伺いたい。

三 現在固定価格買取制度の設備認定の手續きにおいて太陽光発電の場合出力として「太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力」を認定するものとし、他方で太陽電池については製造事業者名、種類、変換効率、型式番号を認定するものとしている。そして前述の通り旧ルール案件では、運転開始前に太陽電池の仕様に関する認定事項を変更すると調達価格が引き下げられ採算性が大きく落ちることになるため経済的観点から変更が困難で、認定事項に厳しく拘束されることになる。

この旧ルール案件の太陽電池にかかる認定事項の拘束範囲については、太陽電池の合計出力(A)がパワーコンディショナーの出力(B)より大きい場合において、AからBを引いたいわゆる「過積載」相当の出力分に関しても、建設にあたっては設備認定を受けた太陽電池の設備仕様に拘束されることになるのか。

旧ルール案件の過積載相当分の太陽電池の設備仕様変更に関しては、設備認定を受けた出力の枠外であることから、届出である軽微な変更として扱い、旧ルール案件においてもメーカー間の競争状態を部分的にでも実現して太陽電池の一物二価状態の解消につなげる考え方もあると思うが、政府の見解を問う。

四 平成二十八年運用変更で示された「運転開始期限の付与」の制度詳細については、調達価格等算定委員会の議論を踏まえて決定するものとされている。この調達価格等算定委員会で議論される事項には、「運転開始期限の付与」の措置を旧ルール案件にも拡大するようなオプションの検討も含まれるか。例えば旧ルール案件においても「事業者が選択的に三年よりも短い期間の運転開始期限の付与の措置を受け入れる代わりに、運転開始前に太陽電池のメーカー、種類、その他の変更認定を行っても調達価格が変更しない」といった措置について議論・検討がなされる余地はあるか。政府の見解を問う。政府の見解は如何か。

内閣衆質一九二第一五一号
平成二十八年十一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員高井崇志君提出固定価格買取制度の平成二十八年運用変更に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員高井崇志君提出固定価格買取制度の平成二十八年運用変更に関する質問に対する答弁書

一 ついて

固定価格買取制度においては、太陽光発電設備の運転開始が遅延することにより、電力系統への接続に関する契約(以下「接続契約」という。)に当たり決定した調達価格(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号。以下「再エネ特措法」という。)第三条第一項に規定する

調達価格をいう。以下同じ。)の前提となる事業に要する想定費用と運転開始に当たり実際に要する費用とのかい離が大きくなることを防ぐため、調達価格は、接続契約の締結の日又は太陽電池の変更に係る経済産業大臣の認定を受けた日のうちいずれか遅い時点における想定費用に基づくものとするとのルール(以下「価格変更ルール」という。)を定めていた。

今般、未稼働案件の発生防止や早期運転開始を促す観点から、再エネ特措法等の改正により、再生可能エネルギーによる発電事業の計画が経済産業大臣に認定されてから実際に運転を開始するまでの期限(以下「運転開始期限」という。)を設定し、その期限を超過した場合には、調達価格の引下げ又は調達期間(再エネ特措法第三条第一項に規定する調達期間をいう。以下同じ。)の短縮という措置を講ずることを予定している。この措置により、運転開始の遅延による当該かい離を防ぐことが可能となると考えられるため、従来の価格変更ルールを引き続き設ける必要がなくなつたことから、価格変更ルールの見直しを行つたところである。

二 ついて

御指摘の「二物二価」及び「二物一価」の意味するところが必ずしも明らかではないが、太陽電池の販売価格は、個々の案件ごとに調達価格が異なることも踏まえて、発電事業者とメーカー、販売代理店等との間の契約によつて決まるものであり、同一の太陽電池に対して、案件ごとに販売価格が異なることは、元来想定され得るものであると認識している。

三 ついて

パワーコンディショナーの出力以上の出力の太陽電池を設置する、いわゆる「過積載」を行っている場合、発電設備により発電された電気の

量は過積載相当分の太陽電池によるものとそれ以外によるものに区別することができないため、過積載相当分の太陽電池について価格変更ルールの適用対象外とすることは想定していない。

四 ついて

御指摘の「議論・検討」の意味するところが必ずしも明らかではないが、調達価格等算定委員会は、経済産業大臣が調達価格及び調達期間を定めるに当たつて尊重しなければならない意見を述べるものであり、運転開始期限が設定される事業の範囲についてそのような意見を述べるものではない。

平成二十八年十一月二十一日提出
質問 第一五二号

政府の所管を案内し総合的に対処する部署の創設に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

政府の所管を案内し総合的に対処する部署の創設に関する質問主意書

国民が政府に各種問い合わせをした際に「それは、我が省の所管外であり対応できない」と断られることが多い。その際、「それでは、当該案件は、どの省の所管か」と問い合わせても、明確な返答がなかつたり、各省などをいわゆる「たらい回し」される場面も多く、国民生活に多大な支障を与える。

内閣法第三条では、「各大臣は、別に法律の定めるところにより、主任の大臣として、行政事務を分担管理する」と規定しているものの、「主任の大臣として」「分担管理する」所掌以外の行政事務に関しての連携が明確でないことも要因である。

このような観点から、以下質問する。
一 政府の事務所管について、国民が問い合わせた際、当該事務が、どの省庁等が所掌のかを、日常的に案内をする部署が、現在、存在するのか。政府の見解を示されたい。

二 右の問いでいう部署が存在しない場合、国民の利便性の観点から、そうした部署を設置すべきことは必須であると考え。政府の見解を示されたい。

三 複数の省庁や複数の部署にまたがる案件については、縦割りになつていてそれぞれ省庁や部署を、国民自身が行つたり来たりしなければならず、国民の立場からすれば政府は極めて利便性の悪い、利用し難い存在となつていて。そこでこうした国民のいたずらな負担を解消するため、複数省庁や部署にわたる事務を総合的に各省庁へ、いわゆるワンストップで案内する部署を創設すべきと考える。政府の見解を示されたい。

四 内閣法第三条では、「各大臣は、別に法律の定めるところにより、主任の大臣として、行政事務を分担管理する」と規定しているものの、「主任の大臣として」「分担管理する」所掌以外の行政事務に関しての連携が明確ではない。大臣の各省庁の行政事務の所掌以外の行政事務に関する他省庁との連携について規定した法令は存在するのか。政府の見解を示されたい。

五 内閣法第十二条で「内閣に、内閣官房を置く」とあり、同条第二項で、「内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる」、さらに同条同項第二号で、「内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務」を行うものと規定されているが、あくまでも「内閣の重要政策に関するもの」と思料するが、この「総合調整」は、国民が政府に各種問い

合わせをした際、適切にワンストップで案内する部署の創設の根拠となりえるか。あるいは、「総合調整」にはそのような解釈が含まれていないとすれば、他に根拠となりえる法令はあるのか。政府の見解を示されたい。
右質問する。

内閣衆質一九二第一五二号
平成二十八年十一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出政府の所管を案内し総合的に対処する部署の創設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出政府の所管を案内し総合的に対処する部署の創設に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「複数省庁や部署にわたる事務を総合的に各省庁へ、いわゆるワンストップで案内する」との意味するところが必ずしも明らかではないが、総務省では、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第十五号に基づき、各行政機関の業務等に関する苦情の申出について必要に応じて行っており、その一環として、政府における行政事務の所管について国民から問合せがあった際には、当該事務を所管する行政機関をお示しするなどの対応を行っているところである。

四について

御指摘の「大臣の各省庁の行政事務の所掌以外の行政事務に関する他省庁との連携」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第二項第二号に規定する「総合調整」とは、内閣の重要政策に関する基本的な方針に関して行政各部の統一保持を図るために行う調整を意味するものであり、御指摘の「国民が政府に各種問い合わせをした際、適切にワンストップで案内することに関する事務が同号に含まれる」とは考えていない。一方、一から三までについてお答えしたとおり、政府における行政事務の所管について国民から問合せがあった際には、当該事務を所管する行政機関をお示しするなどの対応を行っているところである。

平成二十八年十一月二十一日提出
質問 第一五三三号

第二次安倍政権以後に政府が債務免除した円借款に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

第二次安倍政権以後に政府が債務免除した円借款に関する質問主意書

先般提出した「政府の円借款などに関する質問主意書」(質問第一二七号)に対する答弁書(内閣衆質一九二第二二七号。以下「答弁書」という。)では、「平成十五年度以降我が国は三十三か国に対して総額で約一兆二千九百九十億円の円借款債務を免除している」と示されたが、この内容を踏まえ、以下質問する。

一 答弁書では、政府は、この十数年間で一兆円を超える円借款債務を免除しているが、厳しい生活を強いられている国民の立場からすればこの額は膨大な額である。政府の円借款を行う上での判断は見通しが甘いのではないか。見解を示されたい。

二 平成十五年度以降の債務免除した円借款の額は約一兆二千九百九十億円と承知しているが、このうち、第二次安倍政権以降の円借款債務の免除はどの程度になるのか。見解を示されたい。

三 答弁書でいうように、円借款は、「我が国の国益の増進にも資するもので」「外交上の重要な手段の一つである」との、見通しの甘さから債務免除した円借款の額がこの十数年で約一兆二千九百九十億円であることは、到底「最大限外交的効果が得られる形でODAを実施し、国民の理解が得られるもの」とは言い難い。この膨大な金額についても、ほとんどの国民はこのよう膨大な金額の債務免除がなされていることは知り得ない。政府は国民に十分告知し、説明責任を果たすべきではないか。またどのような観点から、「最大限外交的効果が得られる」と判断しているのか。政府の見解を示されたい。

四 平成二十五年にミャンマーに対して約千九百億円、平成二十八年にキューバに対して約千二百億円の円借款の債務免除をしていると承知しているが、他方、国内政治に目を向ければ、例えば、平成二十八年に地方自治体が行う自主的・主体的な取り組みを支援する目的で創設された「地方創生推進交付金(新型交付金という。)」の初年度の予算額は千億円に過ぎない。平成二十七年予算概算要求において、この新型交付金の準備にあたって内閣府は、「地方創生と人口減少の克服について、総合的に推進するための交付金の創設を要求し、この新型交付金は安倍政権の重要な政策の一つであったと承知しているが、他方、その年間予算をはるかに超える円借款の債務免除をしばしば行っている。また平成二十八年の総務省の普通交付税交付額において、秋田県は約千九百億円、栃木県は約千二百億円である。政府の行う円借

款の債務免除は本当に「我が国の国益の増進にも資する」運用のありかたと言えるのか。国民生活に直結する国内問題も国益であり、これを優先し、地方の再生や地方経済の疲弊や過疎化に対する政策にさらに目を向けるべきではないか。政府の見解を示されたい。
右質問する。

内閣衆質一九二第一五三三号
平成二十八年十一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出第二次安倍政権以後に政府が債務免除した円借款に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出第二次安倍政権以後に政府が債務免除した円借款に関する質問に対する答弁書

一、三及び四について

先の答弁書(平成二十八年十一月十八日内閣衆質一九二第二二七号)でお答えしたとおり、政府としては、政府開発援助(以下「ODA」という。)は我が国の外交上の重要な手段の一つであると考えており、被援助国の開発需要及び経済社会状況、二国間関係等を総合的に勘案し、最大限外交的効果が得られる形での実施に努めている。

また、円借款の供与に当たっては、被援助国の協力体制、債務返済能力及び運営能力並びに債権保全策等を十分検討して判断を行っており、ほとんどの場合被援助国から返済が行われているが、例外的に、円借款を供与する時点では予想し得なかつた事情によって返済が著しく困難となった場合、国際的な合意に基づいて、

必要最小限に限って債務免除といった措置を講じているものである。

さらに、こうした債務免除については、その都度、外務省報道発表の発出等を通じて公表しているほか、外務省ホームページ及び独立行政法人国際協力機構の年次報告書においても円借款の債務免除対象国及び債務免除の実績額について年度ごとにまとめて公表するなどの取組を行っているところである。

政府としては、引き続き、我が国の厳しい財政事情にも十分配慮しつつ、国内外の重要課題に適切に対応するとともに、ODAに関する政府の取組について説明責任を果たすべく努めてまいりたい。

なお、御指摘のキューバに対する債務免除については、その対象は円借款債務ではなく、過去に我が国政府が保険を引き受けた商業上の債務である。

二について
第二次安倍内閣発足以降、免除された円借款債務の総額は、約三千二百九十六億円である。

平成二十八年十一月二十一日提出
質問 第一五 四号

自衛隊のソマリア沖・アデン湾の海域における活動の現状に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

自衛隊のソマリア沖・アデン湾の海域における活動の現状に関する質問主意書

ソマリア沖・アデン湾の海域は、年間約千六百隻の日本関係船舶が通行し、日本国民の暮らしを支える重要な海上交通路であると承知している。他方、この海域には、平成二十一年当時、武装した海賊による事案が多発していた。自衛隊は海賊対処法(平成二十一年七月施行)に

基づき、派遣海賊対処行動水上部隊を派遣し、この海域を通行する船舶の護衛を実施し、広大な海域における海賊対処をより行うため、順次部隊編成の適正化を進めつつ、この海域の海賊の監視警戒を実施してきた。

外務省はホームページで「ソマリア沖・アデン湾での海賊等事案発生件数は、近年極めて低い水準で推移しており、これには自衛隊を含む各国部隊による海賊対処活動等が大きく寄与している」と明らかにされているものの、そもそも海賊がほぼ根絶されたためなのか、現時点での自衛隊による海賊対処活動等が大きく寄与しているのかが必ずしも明確ではない。

このような観点から、以下質問する。

一 ソマリア沖・アデン湾の海域の海賊等事案発生件数は、平成二十一年当時に比較すれば、相当減っていると認識しているが、平成二十一年以降の各年度、あるいは各年の海賊等事案発生件数を示されたい。

二 ジブチに駐在する自衛隊員数を各年度ごとに示されたい。

三 ソマリア沖・アデン湾の海域の海賊等事案発生件数は減っており、ジブチに自衛隊が駐在する意義、目的は薄れ、駐在を終了すべきと考える。政府の見解を示されたい。

四 自衛隊のジブチ駐在に関し、日本政府とジブチ政府との間で、何らかの協定等を締結しているのか。締結している場合、その名称と概要を明らかにされたい。

五 平成二十七年、二十八年に、海賊対処以外に、ジブチ駐在の自衛隊が行った訓練、任務はあるのか。その概要を明らかにされたい。

六 政府はどのような観点で、「ソマリア沖・アデン湾での海賊等事案発生件数は、近年極めて低い水準で推移しており、これには自衛隊を含む各国部隊による海賊対処活動等が大きく寄

与している」と判断しているのか。自衛隊の当該活動は具体的にどのような抑止効果を上げているのか。政府の見解を示されたい。

七 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(本法)という。では、第一条「我が国の経済社会及び国民生活にとつて、海上輸送の用に供する船舶その他の海上を航行する船舶の航行の安全の確保が極めて重要であること、並びに海洋法に関する国際連合条約においてすべての国が最大限に可能な範囲で公海等における海賊行為の抑止に協力するとされていることにかんがみ、海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定め、もって海上における公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とする」と規定され、本法第七条では「防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において海賊行為に対処するため必要な行動をとることを命ずることができると規定されているものの、どのような状態になれば自衛隊の任務を終了するのかの規定がない。政府は、ソマリア沖・アデン湾の海域の海賊等事案について、どのような水準の発生件数になれば、自衛隊の当該任務を終了すると考えているのか。明文化された規定はあるのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九二第一五四号

平成二十八年十一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊のソマリア沖・アデン湾の海域における活動の現状に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊のソマリア沖・アデン湾の海域における活動の現状に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、国際商業会議所国際海事局の年次報告によると、平成二十一年は二百十八件、平成二十二年は二百十九件、平成二十三年は二百三十七件、平成二十四年は七十五件、平成二十五年は十五件、平成二十六年は十一件、平成二十七年は零件であると承知している。

二について

お尋ねの「ジブチに駐在する自衛隊員数」の意味するところが必ずしも明らかではないが、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十一年法律第五十五号)に基づきジブチ共和国を拠点としてソマリア沖・アデン湾において継続的に活動を行っている自衛隊の部隊の同法第七条第二項に規定する対処要項で定める期間ごとの人員数については、派遣海賊対処行動水上部隊は平成二十一年七月二十四日から平成二十八年十一月二十四日現在までは約四百名であり、派遣海賊対処行動航空隊は平成二十一年七月二十四日から平成二十二年七月二十三日までの間は約百五十名、同月二十四日から平成二十四年七月二十三日までの間は約百八十八名、同月二十四日から平成二十六年七月二十三日までの間は約百九十名、同月二十四日から平成二十七年七月二十三日までの間は約七十名、同月二十四日から平成二十八年十一月二十四日現在までは約六十名であり、ジブチ現地調整所は平成二十四年七月二十四日から平成二十六年七月二十三日までの間は三名であり、派遣海賊対処行動支援隊等は同月二十四日から平成二十

八年十一月二十四日現在までは約百十名である。なお、派遣海賊対処行動水上部隊については、同月二十日に本邦を出発した部隊が現在ソマリヤ沖・アデン湾で活動している部隊と交替を行った後は約二百名となる予定である。

現在、ソマリヤ沖・アデン湾における海賊による事案の発生件数は極めて低い水準で推移しており、これには自衛隊を含む各国部隊による海賊対処活動、船舶の自衛措置、民間武装警備員による乗船警備等が大きく寄与している。派遣海賊対処行動水上部隊の護衛艦による活動は、民間船舶の船団を直接護衛する方式に加え、状況に応じて割り当てられる海域において警戒に当たるゾーンディフェンスの方式を各国と協力して実施しており、また、派遣海賊対処行動航空隊の固定翼、哨戒機P3Cによる活動は、各国航空機によるソマリヤ沖・アデン湾での警戒監視の七割以上を占め、その情報は各国部隊の海賊対処活動の基礎となっており、自衛隊の部隊によるこれらの活動は、海賊行為を抑制する効果を上げていっていると考えている。

現在、ソマリヤ沖・アデン湾における海賊による事案の発生件数は極めて低い水準で推移しており、これには自衛隊を含む各国部隊による海賊対処活動、船舶の自衛措置、民間武装警備員による乗船警備等が大きく寄与している。派遣海賊対処行動水上部隊の護衛艦による活動は、民間船舶の船団を直接護衛する方式に加え、状況に応じて割り当てられる海域において警戒に当たるゾーンディフェンスの方式を各国と協力して実施しており、また、派遣海賊対処行動航空隊の固定翼、哨戒機P3Cによる活動は、各国航空機によるソマリヤ沖・アデン湾での警戒監視の七割以上を占め、その情報は各国部隊の海賊対処活動の基礎となっており、自衛隊の部隊によるこれらの活動は、海賊行為を抑制する効果を上げていっていると考えている。

現在、ソマリヤ沖・アデン湾における海賊による事案の発生件数は極めて低い水準で推移しており、これには自衛隊を含む各国部隊による海賊対処活動、船舶の自衛措置、民間武装警備員による乗船警備等が大きく寄与している。派遣海賊対処行動水上部隊の護衛艦による活動は、民間船舶の船団を直接護衛する方式に加え、状況に応じて割り当てられる海域において警戒に当たるゾーンディフェンスの方式を各国と協力して実施しており、また、派遣海賊対処行動航空隊の固定翼、哨戒機P3Cによる活動は、各国航空機によるソマリヤ沖・アデン湾での警戒監視の七割以上を占め、その情報は各国部隊の海賊対処活動の基礎となっており、自衛隊の部隊によるこれらの活動は、海賊行為を抑制する効果を上げていっていると考えている。

お尋ねについては、ソマリヤ沖・アデン湾における海賊行為に対処するためにジブチ共和国に派遣される自衛隊等の地位等について定めるために、ジブチ共和国における日本国の自衛隊等の地位に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文(平成二十一年外務省告示第二百二十三号)を締結している。

平成二十八年十一月二十一日提出
質問 第一 五 五 号
P.K.O派遣要件にかかる「武力紛争」の定義等に関する質問主意書
提出者 階 猛

平成二十七年及び平成二十八年年度において、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づきジブチ共和国を拠点としてソマリヤ沖・アデン湾において継続的に活動を行っている自衛隊の部隊は、ソマリヤ沖・アデン湾周辺海空域において、戦術技量の向上及び欧州連合、トルコ、パキスタン等の部隊との連携強化を目的として、ヘリ発着艦訓練、戦術運動、通信訓練等を実施している。

一 政府は南スーダンへの自衛隊派遣継続の可否を巡り、法的な意味における「武力紛争」はないとして、未だ派遣要件は満たされているとしている。「法的な意味における「武力紛争」とは、これに当たらない武力紛争や武力衝突とどのよ

うに異なるのか。
二 ジュネーヴ諸条約追加議定書IIは「非国際的な武力紛争」について定めている。この「非国際的な武力紛争」に当たる紛争はすべて「法的な意味における「武力紛争」」に含まれると解して良いか。
三 前項と関連して、仮に追加議定書IIの「非国際的な武力紛争」のうち「法的な意味における「武力紛争」」に含まれないものがある場合、それはどのような事例か。
四 同条約追加議定書IIでは、「非国際的な武力紛争」の主体を当該締結国の軍隊に加え、「反乱軍その他の組織された武装集団(持続的にかつ協同して軍事行動を行うこと及びこの議定書を実施することができるような支配を責任のある指揮の下で当該領域の一部に対して行うもの)」に限定している。このように定義された武装集団は、「国家に準ずる組織」に該当するといえるか。
五 「法的な意味における「武力紛争」」が自衛隊の活動範囲に生じていない場合でも、当該P.K.Oミッションに参加する他の部隊の活動範囲において「法的な意味における「武力紛争」」が生じている場合、自衛隊の派遣要件が満たされないものと判断されるのか。
六 自衛隊の参加しているP.K.Oミッションにおいて、自衛隊の活動範囲外において、当該ミッションに参加する他の部隊がいわゆる公平性原則の下、「中立性原則」を逸脱するマンデートの遂行を実施する場合、P.K.O参加五原則の一つである「中立性原則」は満たされていないと判断されるのか。

二 ジュネーヴ諸条約追加議定書IIは「非国際的な武力紛争」について定めている。この「非国際的な武力紛争」に当たる紛争はすべて「法的な意味における「武力紛争」」に含まれると解して良いか。
三 前項と関連して、仮に追加議定書IIの「非国際的な武力紛争」のうち「法的な意味における「武力紛争」」に含まれないものがある場合、それはどのような事例か。
四 同条約追加議定書IIでは、「非国際的な武力紛争」の主体を当該締結国の軍隊に加え、「反乱軍その他の組織された武装集団(持続的にかつ協同して軍事行動を行うこと及びこの議定書を実施することができるような支配を責任のある指揮の下で当該領域の一部に対して行うもの)」に限定している。このように定義された武装集団は、「国家に準ずる組織」に該当するといえるか。
五 「法的な意味における「武力紛争」」が自衛隊の活動範囲に生じていない場合でも、当該P.K.Oミッションに参加する他の部隊の活動範囲において「法的な意味における「武力紛争」」が生じている場合、自衛隊の派遣要件が満たされないものと判断されるのか。
六 自衛隊の参加しているP.K.Oミッションにおいて、自衛隊の活動範囲外において、当該ミッションに参加する他の部隊がいわゆる公平性原則の下、「中立性原則」を逸脱するマンデートの遂行を実施する場合、P.K.O参加五原則の一つである「中立性原則」は満たされていないと判断されるのか。

内閣衆質一九二第一五五号
平成二十八年十一月二十九日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員階猛君提出P.K.O派遣要件にかかる「武力紛争」の定義等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕
衆議院議員階猛君提出P.K.O派遣要件にかかる「武力紛争」の定義等に関する質問に対する答弁書
一 について
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号。以下「法」という。)上、「武力紛争」を定義した規定はないが、政府としては、国家又は国家に準ずる組織の間において生ずる武力を用いた争いが法上の「武力紛争」に当たると解している。御指摘の「これに当たらない武力紛争や武力衝突」の具体的意味するところが必ずしも明らかではないが、一般に、実力を用いた争いが法上の「武力紛争」に該当するか否かについては、事案の態様、当事者及びその意思等を総合的に勘案して個別具体的に判断すべきものと考えている。
二及び三について
一 についてでお答えしたとおり、法上「武力紛争」を定義した規定はないが、政府としては、国家又は国家に準ずる組織の間において生ずる武力を用いた争いが法上の「武力紛争」に当たると解している。御指摘の「これに当たらない武力紛争や武力衝突」の具体的意味するところが必ずしも明らかではないが、一般に、実力を用いた争いが法上の「武力紛争」に該当するか否かについては、事案の態様、当事者及びその意思等を総合的に勘案して個別具体的に判断すべきものと考えている。

平成二十八年十二月六日 衆議院会議録第十六号
議長 報告

当するかにについては、具体的な事実関係に照らして個別に判断すべきものであり、一概にお答えすることは困難である。

四について

先の答弁書(平成二十八年十一月八日内閣衆質一九二第九二号。以下「九二号答弁書」という。)三についてお答えしたとおり、従来から、政府としては、「国家に準ずる組織」について、国家そのものではないがこれに準ずるものとして国際紛争の主体たり得るものとして用いてきている。御指摘の「武装集団」が、「国家に準ずる組織」に該当するか否かについては、こうした考え方に基づき、必要に応じて個別具体的に判断することとなる。

五について

九二号答弁書一についてお答えしたとおり、我が国が国際連合の統括の下に行われる活動に参加できるか否かは、法に照らして判断すべきものであり、我が国が参加することができない国際連合平和維持活動は、国際連合の統括の下に行われる活動のうち、法第三条第一号イ、ロ又はハに掲げる活動に限られるものである。六について

御指摘の「いわゆる公平性原則」の意味するところが明らかではないが、先の答弁書(平成二十八年十月十八日内閣衆質一九二第四六号)一及び二についてお答えしたとおり、我が国が国際連合の統括の下に行われる活動に参加できるか否かは、法に照らして判断すべきものであり、我が国が参加することができる国際連合平和維持活動は、いわゆる不偏性の原則を満たすものとして国際連合の統括の下に行われる活動のうち、いわゆる中立性の原則を含めた我が国として国際連合平和維持隊に参加するに際しての基本的な五つの原則が満たされる活動に限られるものである。

平成二十八年十一月二十一日提出
質問 第一五六一号

UNMISとPKO参加五原則に関する質問主意書

提出者 階 猛

UNMISとPKO参加五原則に関する質問主意書

一 政府は国連南スーダン共和国ミッション(UNMIS)を紛争終了後の事例としてPKO協力法第三条第一号ロに当たるとしてきたが、これは当初UNMISが現南スーダンとスーダンの間の紛争の終了に伴って設立されたものであることによると思われる。しかし、UNMISの主任務は、当初から大きく変わっているというべきである。安全保障理事会の決議第二三〇四号では、正文一において全ての当事者が戦闘を停止し、停戦合意を遵守するよう要求している。また、それ以前に出された決議第二二五二号でも、マンデートや業務に停戦しないし停戦監視が明記されている。このように、UNMISの任務に停戦監視業務による南スーダン内部での内戦の抑止が想定されている以上、UNMISは同条第一号イにいう紛争の停止及び維持の合意がある事例に当たるとはならないか。当たらないとする場合は、その理由を具体的に明示いただきたい。

二 安全保障理事会の決議第二二五二号は前文二十五番目において、スーダン人民解放軍(SPLA)による国連のヘリコプターの撃墜や国連職員への誘拐、UNMISのキャンプ襲撃、反政府勢力によるUNMIS隊員の拘束その他、政府やその他武装集団による国連職員・施設への攻撃があったとして、政府としてもこうした事実があったことを認めるか。

三 前項の通り、安全保障理事会はSPLAや政府によるUNMISへの攻撃や、国連職員・施設への攻撃を明確に認定している。PKO参加五原則にいう「受入れ同意」は、このようにPKO受入れについての同意主体によるPKO部隊や国連職員・施設への攻撃があつても満たされるものであるのか。

四 実際には、安全保障理事会認定のSPLAや政府によるUNMISへの攻撃や、国連職員・施設への攻撃の存在にも関わらず、PKO参加五原則の一つ「受入れ同意」が満たされていると判断して自衛隊の派遣が継続されている。このような判断に至った理由を具体的に示されたい。

内閣衆質一九二第一五六号

平成二十八年十一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員階猛君提出UNMISとPKO参加五原則に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員階猛君提出UNMISとPKO参加五原則に関する質問に対する答弁書

一 について
国際連合南スーダン共和国ミッション(以下「UNMIS」という。)の活動地域においては、過去にスーダン共和国との間で武力紛争が発生していたところ、当該武力紛争が終了し、南スーダン共和国が独立したことに伴い、当該地域に紛争当事者であるスーダン共和国が存在しないこととなった。そのような状況において、平和と安全の定着及び南スーダン共和国に

おける発展のための環境の構築の支援を任務としてUNMISが設立されたものであり、UNMISの活動は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第七十六号。以下「改正法」という。)による改正前の国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号。以下「旧法」という。)第三条第一号に規定する武力紛争が発生していない場合における国際連合の統括の下に行われる活動に該当し、当該活動が行われる地域の属する国である同国の当該活動が行われることについての同意及び旧法第六条第一項第一号に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての同意は得られていたことから、我が国の要員を派遣することとしたものである。また、その後においても、引き続き紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在するとは認められないため、改正法による改正後の国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(以下「新法」という。)第三条第一号ロに該当するものとして、同国の同号ロに規定する同意及び新法第六条第一項第一号に掲げる同意を得て、我が国の要員を派遣しているものである。なお、新法上、「武力紛争」を定義した規定はないが、政府としては、一般に、実力を用いた争いが武力紛争に該当するか否かについては、事案の態様、当事者及びその意思等を総合的に勘案して個別具体的に判断すべきものと考えているところ、これまでに同国において発生した事案について、事案の当事者の一方であるマシヤール前第一副大統領派は系統立った組織性を有しているとは言えないこと、同派による支配が確立されるに至った領域があるとは言えないこと、さらに、同国政府と同派の双方とも事案の平和的

解決を求める意思を有していると考えられること等を総合的に勘案すると、現状においても、UNMISSの活動地域において武力紛争が発生しているとは考えておらず、このため、UNMISSについては、新法第三条第一号イに定める武力紛争の停止及びこれを維持することの紛争当事者間の合意がある場合の国際連合平和維持活動には該当しないと考えている。

二から四までについて
国際連合安全保障理事会決議第二千二百五十二号において御指摘の攻撃等について言及されていることは承知しているが、UNMISSの設立以降、南スーダン共和国政府として、国際連合及び我が国のいずれに対しても、新法第三条第一号ロに規定する同意及び新法第六条第一項第一号に掲げる同意の存在を否定するような意思は示しておらず、これらの同意は引き続き得られていると考えている。

平成二十八年十一月二十一日提出
質問 第一一五七号
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する再質問主意書
提出者 緒方林太郎

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する再質問主意書
衆議院議員緒方林太郎君提出風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する質問に対する答弁書
一 答弁書の二及び三についてにおいて、「風営法第二条第一項第四号の「射幸心」とは、偶然に財産的利益を得ようとする欲心をいう。」とある。

(ア) 「財産的利益」という用語が使われている法令は存在せず、過去の主意書答弁でもほと

んど使われていないところ、何を指すのか。現金や金(きん)は含まれるか。

(イ) 「財産的利益」とは、例えば、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法、モーターボート競走法、スポーツ振興投票の実施等に関する法律に規定のある「財産上の利益」とは異なる概念か。異なる場合、その違いは何か。

(ウ) 「欲心」という用語が使われている法令は存在せず、過去の主意書答弁でも使われていないところ、何を指すのか。

二 答弁書の「四及び五について」において、「すなわち、「射幸心を助長するまでに至らないものであつても、「射幸心をそそるおそれのある」ものに該当し得ると考えられる。」とある。この答弁の中にある「射幸心」とは、いずれも風営法第二条第一項第四号の「射幸心」を指しているか。

三 答弁書の「七について」において、「ばちんこ屋については、客の射幸心をそそるおそれがあることから、風営法に基づき必要な規制が行われているところであり、当該規制の範囲内で行われる営業については、刑法(明治四十年法律第四十五号)第百八十五条に規定する罪に該当しないと考えている。」とある。これは以下のいずれを意味しているか。

(ア) ばちんこは、刑法第百八十五条に規定される「賭博」ではない。
(イ) ばちんこは、刑法第百八十五条に規定される「賭博」であるが、同条の「時の娯楽に供する物を賭けたにとどまる」ものである。
(ウ) ばちんこは、刑法第三十五条における「正当行為」に当たり、これにより同法第百八十五条に規定される「賭博」の違法性が阻却されている。

四 答弁書の「六について」及び「七について」に関して、客がばちんこ屋の営業者からその営業に関する賞品の提供を受けた後、ばちんこ屋の営業者以外の第三者に当該賞品を売却した結果、風営法に基づく必要な規制の範囲を逸脱し、それが刑法第百八十五条に規定する罪に該当する事はあるか。ある場合、どのような状況下でそれが起こるかを答弁ありたい。

内閣衆議院議員 大島 理森殿
安倍 晋三
平成二十八年十一月二十九日

衆議院議員緒方林太郎君提出風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する再質問に対する答弁書

一について

先の答弁書平成二十八年十一月十八日内閣衆議院議員緒方林太郎君提出風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する再質問に対する答弁書(以下「前回答弁書」という。)二及び三についてでお答えした「財産的利益」とは、経済的価値のある利得を意味する一般的な用語であり、この「財産的利益」は、御指摘の「現金や金(きん)」を含むものであると考えており、お尋ねの競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)等の「財産上の利益」と同様の内容であると考えている。また、前回答弁書二及び三についてでお答えした「欲心」については、一般的に、「ほしがる心。むさぼる心。欲念。(出典 広辞苑)」を意味しているものと承知している。

二について

前回答弁書四及び五についてでお答えした「射幸心を助長の「射幸心」は一般的な用語として用いたものであり、「射幸心をそそるおそれのある」の「射幸心」は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号。以下「風営法」という。)第二条第一項第四号の「射幸心」を指すものであるが、両者は同様の内容であると考えている。

三について

風営法の規制の範囲内で行われるばちんこ屋については、関係法令の規定に基づいて適切に行われるものであつて、刑法(明治四十年法律第四十五号)第百八十五条に規定する罪に該当しないと考えている。

ばちんこ屋の営業者以外の第三者が、ばちんこ屋の営業者がその営業に関し客に提供した賞品を買い取ることは、直ちに風営法第二十三条第一項第二号違反となるものではないと考えている。もつとも、当該第三者が当該営業者と実質的に同一であると認められる場合には、同号違反となるほか、刑法第百八十五条に規定する罪に当たることがあると考えている。

一、去る二日、内閣から次の答弁書を受領した。衆議院議員奥野総一郎君提出民法第七百七十条のいわゆる「精神病離婚」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員古川元久君提出東日本大震災の被災者の住宅二重ローンに関する質問に対する答弁書
衆議院議員逢坂誠二君提出南スーダンの現地情勢と自衛隊の駆けつけ警護の任務遂行に関する質問に対する答弁書

平成二十八年十二月六日 衆議院會議録第十六号

議長の報告

衆議院議員逢坂誠二君提出円借款における延滞債権に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大串博志君提出諫早湾干拓開門問題に係る間接強制金の支払いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出薬剤師の配置基準に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出日印原子力協定に関する質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信君提出沖縄県東村高江のヘリパッド建設工事に反対する住民・県民を警備するため派遣された大阪府機動隊員による差別発言に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出コムソリスク検体用日本人遺骨焼失事件に関する質問に対する答弁書

平成二十八年十一月二十二日提出質問 第一五八号

民法第七百七十条のいわゆる「精神病離婚」に関する質問主意書

提出者 奥野総一郎

民法第七百七十条のいわゆる「精神病離婚」に関する質問主意書

民法第七百七十条第一項第四号は離婚事由として「回復の見込みのない強度の精神病を定めている。しかし、いわゆる「精神病離婚」と称される同規定に対し、法制審議会は平成八年に答申した民法の一部を改正する法律案要綱及びその中間報告で、「削除する」とし、その理由について「精神障害者に対する差別感情の助長のおそれがある」としている。

そこで、以下質問する。
一 前述の通り「精神病離婚規定を削除すべし」という法制審の答申、中間報告に対する政府の見解を示されたい。特に前述中間報告が同条項について「精神障害者に対する差別感情の助長のおそれがある」としている点について、安倍政権はどう考えるか明確にお答えいただきたい。また、精神病離婚規定削除に向けてどのような取り組みをしてきたのか、しなかつたのか明らかになされたい。
二 民法の一部を改正する法律案要綱が答申されてからちょうど二十年がたつたが、この答申のうち、すでに法改正が済んだものと、未だ改正されていない条項をそれぞれ示されたい。
三 精神病離婚条項について、法改正が実現されていない理由をお答えいただきたい。
四 法務省のホームページによると、平成二十八年九月二日の記者会見で、金田法務大臣は、法制審議会に対して諮問をした立場にある者としては、法制審議会の答申は、尊重すべきものと考えており、これらの経緯を踏まえると、婚姻適齢の問題についても、民法の成年年齢の引下げと併せて検討をしていく必要があるものと認識していますと答えている。「法制審議会の答申は、尊重すべき」というのは、安倍内閣の考えとも同じなのかどうか、念のため確認いただきたい。
五 「法制審議会の答申は、尊重すべき」というのであれば、婚姻年齢同様、法制審議会の答申に盛り込まれた「精神病離婚規定の削除も同時に検討、実現すべき」と考えるが政府の見解を示されたい。
右質問する。

内閣衆質一九二第一五八号

平成二十八年十二月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員奥野総一郎君提出民法第七百七十条のいわゆる「精神病離婚」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員奥野総一郎君提出民法第七百七十条のいわゆる「精神病離婚」に関する質問に対する答弁書

一、三及び四について

法制審議会は法務大臣の諮問機関であり、その答申は尊重すべきものと考えている。御指摘の「中間報告における民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百七十条第一項第四号に関する記述については、同号の規定の存在により精神障害者に対する差別が現に助長されているとは考えていないが、いずれにしても、障害を理由とする差別は許されないものであり、政府としては、引き続き差別の解消の推進に取り組みでまいりたい。

法制審議会は平成八年に答申した「民法の一部を改正する法律案要綱(以下「要綱」という。）」については、法務省において、平成八年及び平成二十二年に要綱を踏まえて法案を準備したが、各方面から様々な意見が提出されたこと等から、国会への提出は見送られた。

二について

御指摘の「この答申のうち、すでに法改正が済んだものと、未だ改正されていない条項」の趣旨が必ずしも明らかでないが、要綱に掲げられた事項のうち、子の監護に必要な事項の定め及び相続の効力については、民法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第六十一号)及び

民法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第九十四号)により改正がされ、再婚禁止期間については、民法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第七十一号)によりほぼ同内容の改正がされたものの、それ以外の事項は改正されていない。

五について

御指摘の「婚姻年齢については、現在検討している民法の成年年齢の引下げとの関連性があることから、これと同時に法改正を行うことを検討しているところ、御指摘の「精神病離婚規定の削除」については、成年年齢の引下げとの関連性が認められないため、これと同時に法改正を行うことは考えていない。

平成二十八年十一月二十二日提出質問 第一五九号

東日本大震災の被災者の住宅二重ローンに関する質問主意書

提出者 古川 元久

東日本大震災の被災者の住宅二重ローンに関する質問主意書

仮設住宅が打ち切られ、被災地で自立してやり直すために住宅を新設した被災者は、既往の住宅ローンの支払猶予の期限が到来することで二重の住宅ローンを負うことになる。二重の住宅ローンに対し、緊急対策を講ずる必要があると考える。したがって、次の事項について質問する。

一 既往の住宅ローンを抱えながら、新たに被災地で新築して住宅ローンを軽減するため、「私的整理ガイドライン」がある程度の収入のある者であっても適用されるよう、同ガイドラインを改定すべきではないか。

2 特に高台移転を半ば強制された者は、新たに住宅を取得しなければならぬ状況におかれたわけであり、そうした者については所得に関係なく既往の住宅ローンの削減策など特段の支援策が必要ではないか。

3 2の者について新規の住宅取得に対する特段の支援等を講じるべきではないか。

右質問する。

内閣衆質一九二第一五九号

平成二十八年十二月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員古川元久君提出東日本大震災の被災者の住宅二重ローンに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員古川元久君提出東日本大震災の被災者の住宅二重ローンに関する質問に対する答弁書

一の1について

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)は、一般社団法人全国銀行協会が事務局を務め、金融界等の関係者、学識経験者等で構成される「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」研究会において、金融機関関係団体の自主的自律的な準則として平成二十三年七月に策定されたものであり、ガイドラインの改定は、第一義的には同研究会において議論されるべきものと承知している。

また、ガイドラインは、東日本大震災の影響によって既往の債務を弁済できなくなった個人の債務者であつて、破産手続等の法的な倒産手続の要件に該当することになった者を対象とし

て、このような法的な倒産手続によらずに、債権者と債務者の合意に基づき、既往の債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行い、債務者の債務整理を円滑に進め、債務者の自努力による生活や事業の再建を支援することを目的とするものである。ガイドラインの運用における、既往の債務の弁済の可否に係る判断に当たつては、このガイドラインの目的を踏まえ、御指摘の債務者の収入の水準は一つの目安としつつも、そのみをもって判断するのではなく、収入に占める返済の比率や家計の状況等を総合的に勘案し、個々の債務者の事情に十分配慮した柔軟な対応がなされているものと承知している。

一の2及び3について

お尋ねの「特に高台移転を半ば強制された者」が、具体的にどのような者を指すか明らかではないが、東日本大震災の被災地における住民の居住に適當でない認められる区域からの移転に係る事業のうち、集団移転促進事業(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号。以下「集団移転促進法」という。))第二条第二項に規定する集団移転促進事業をいう。以下同じ)については、地方公共団体から移転者(集団移転促進法第三条第二項第二号に規定する移転者をいう。以下同じ)への支援策として、住宅団地(集団移転促進法第二条第二項に規定する住宅団地をいう)における住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入を目的として借り入れた資金の利子相当額の補助、移転促進区域(同条第一項に規定する移転促進区域をいう)内にある農地及び宅地の買取り並びに移転者の住居の移転に対する補助を行つており、これらに要する経費を国は補助しているところであ

ある。これらの支援策に関し、所得金額に係る要件は設けていない。

また、集団移転促進事業の移転者に限らず東日本大震災の被災者に対する一般的な措置として、所得税の住宅ローン控除(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十一条第一項に規定する住宅借入金等を有する場合の所得額の特別控除をいう。以下同じ)については、東日本大震災の被災者が再取得等をした住宅に係る所得税の住宅ローン控除の控除額の拡充を行つてはどうか、当該控除及び東日本大震災によつて居住の用に供することができなくなった家屋に係る所得税の住宅ローン控除の重複適用を可能としているところである。これらの措置に関し、合計所得金額三千万円以下であることが要件としている。

さらに、独立行政法人住宅金融支援機構による災害復興住宅融資の支援等も行つてきているところであり、政府として、今後とも、これらの施策を通じて、被災者の居住の安定の確保に努めてまいりたい。

平成二十八年十一月二十二日提出
質問 第一 六〇号

南スーダンの現地情勢と自衛隊の駆けつけ警護の任務遂行に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

南スーダンの現地情勢と自衛隊の駆けつけ警護の任務遂行に関する質問主意書

平成二十八年十一月二十一日、安全保障関連法に基づき、国連平和維持活動(PKO)という、の新しい任務である「駆けつけ警護」が付与された陸上自衛隊の第十一次隊の先発隊が南スーダンの首都ジュバに到着した。

自衛隊の任務は、自衛隊法第三条第二項第二号で「国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その他の国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動」であることも規定されており、国際社会への貢献は重要な任務の一つである。

しかしながら、南スーダンの現地情勢は混迷を深めていると言わざるを得ない。

二〇一一年七月、南スーダンには、スーダンから分離、独立し、新生国家としての体裁づくりに着手したものの、与党スーダン人民解放運動内の派閥抗争(キール大統領派対マシャール前副大統領派)が激化した。二〇一三年十二月十五日には、首都ジュバで大統領護衛隊同士の衝突が発生し、その後各地で衝突が続いた。当事者間の対話を通じた問題解決を目指し、政府間開発機構(IGAD)の仲介による和平協議が実施され、二〇一五年八月、IGAD及び関係諸国などによる調停の下で「南スーダンにおける衝突の解決に関する合意文書(合意文書」という。)が関係当事者によつて署名された。合意文書署名を受けてキール大統領は無期限衝突停止宣言の大統領令を發出し、二〇一六年四月にマシャールが第一副大統領に就任し、国民統一暫定政府が設立され、合意の履行が進展した。

他方、二〇一六年七月には、ジュバ市内でキール大統領派とマシャール第一副大統領派との間で対立が激化して激しい戦闘が続き、多くの死者を出した。これを契機としてジュバ、さらには南スーダンの治安情勢が一時急速に悪化した。これと同時に合意文書の一方の当事者であるマシャールは国外に脱出したため、停戦の合意は崩壊したと見るべきであり、わが国でいうPKO五原則の前提は失われている。

このような観点から、以下質問する。

一 南スーダンの首都ジュバさらには南スーダンの治安情勢について政府の把握しているところを明らかにされたい。

二 二〇一六年七月、ジュバ市でキール大統領派とマシャール第一副大統領(当時)派との間で対立が激化し、激しい戦闘が続き、多くの死者を出した(七月の戦闘)という。これを契機としてジュバ、さらには南スーダンの治安情勢が一時急速に悪化した。これと同時にマシャールは国外に脱出したと承知している。このような二〇一六年七月以後の南スーダンの治安の悪化、さらにはマシャールの国外脱出は事実であるのか。政府の見解を示されたい。

三 七月の戦闘の後、マシャールが国外脱出したため、合意文書の有効性は失われたと思われなくなり、合意文書の有効性は失われたと思われる。この合意文書の有効性とともに、PKO五原則でいう「停戦の合意」も前提を欠くものになったと考えるが、政府の見解を示されたい。

四 安倍総理は、平成二十八年十月十一日の参議院予算委員会で七月の戦闘に関して、「戦闘行為ではなかった、しかし武器を使ってですね、武器を使って殺傷あるいは物を破壊する行為があったと、このように申し上げているわけであります。我々は、衝突、言わば勢力と勢力がぶつかったという表現を使っている」と述べつつも、「戦闘をどう定義付けるかということについては今までこの予算委員会等においても国会等においても定義がないものであります」とも述べている。安倍総理はいまだ定義が詳らかではないため、「戦闘」ではなく、便宜的に「衝突」と述べているだけであり、PKO五原則を遵守するのであれば、そもそも「戦闘」の定義を明確

にすべきではないか。さらに当該議論に関連して「戦闘」の定義を明らかにされたい。

五 安倍総理は、「我々は、衝突、言わば勢力と勢力がぶつかった」と述べつつも、一方の勢力は大統領派で、もう一方の勢力は副大統領派である。これは内戦を意味し、国および国に準ずる組織の紛争ではないか。また当該事案は、「紛争当事者の間で停戦合意が成立している」とおよび「当該国連平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的立場を厳守すること」に反するのではないか。政府の見解を示されたい。

六 右の問に関連し、ジュバのみならず南スーダンではPKO五原則の前提は失われており、駆けつけ警護の任務遂行の前提も失われていると思われるが、政府の見解を示されたい。

七 現地に滞在する複数の邦人からジュバの深刻な現状が報告されている。例えば、十一月三日の毎日新聞は、日本国際ボランティアセンターの今井高樹・スーダン現地代表にインタビューし、七月の戦闘に関して、「わずか四日間でジュバ市内のおよそ四万人もの人たちが避難民になりました。家族を殺された人もいた。机上で議論するのではなく、もっと事実を見るべきだ」と和平協定にサインをした一方のリーダーのマシャール氏が国外に逃亡しているとの、その時点で停戦合意はなくなったとみるのが常識的な見方です。「紛争当事者との合意」についても、テレインホテルを襲撃したのが政府軍だったように、もし自衛隊がNGOを保護するため駆けつけられる場合には政府軍と対峙することも想定されます。自衛隊の任務を「当事者との合意」の上で実施するという枠組みそのものが今の状況では非現実的になっていくことを明らかに

している。政府はこのような現地の情勢を把握しているのか、またこのような情勢は、PKO五原則でいう停戦の合意の崩壊を意味するのではないか。政府の見解を示されたい。

八 かつてイラク戦争に関する議論で、当時の小泉純一郎総理は、平成十七年一月二十七日の衆議院予算委員会で「ここが非戦闘地域ですか、どこが戦闘地域ですか」という議論になったんです。私が、非戦闘地域、わかるわけない、当たり前でしょう。だれに聞かれたって、総理大臣に聞かれたって、防衛庁長官に聞かれたって、日本に、ここにおいて、私がどこが非戦闘地域か、どこが戦闘地域か、イラクに行つて調べたつてわかりませんよ」との答弁をしているが、現在の南スーダンの情勢は当該答弁と同様で、日々刻々変化しており、実際のところ誰も把握しきれないのではないか。政府も南スーダンのどこで停戦の合意が成立しており、どこでは崩壊しているのかは把握できていないのではないか。政府の見解を示されたい。

九 右の問に関連し、南スーダンの情勢は誰も正確には把握できず、政府は、自衛隊の駆けつけ警護が行われる地域が停戦の合意がなされている地域であると考えているのではないか。情勢を政府として時々刻々把握しているのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九二第一六〇号
平成二十八年十二月二日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出南スーダンの現地情勢と自衛隊の駆けつけ警護の任務遂行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出南スーダンの現地情勢と自衛隊の駆けつけ警護の任務遂行に関する質問に対する答弁書

一及び二について

南スーダン共和国(以下「南スーダン」という。)の首都ジュバにおいて、平成二十八年七月に大規模な武力衝突が発生し、その後も地方部を中心に武力衝突や一般市民の殺傷行為が度々生じており、治安情勢は厳しいと認識しているが、ジュバについては、今後の状況は樂觀できず、引き続き注視する必要があるが、現在は比較的落ち着いていると認識している。

また、マシャール前第一副大統領は、現在は南スーダンの国外に所在していると承知している。

三、五及び六について

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号。以下「法」という。)上、「武力紛争」を定義した規定はないが、政府としては、一般に、実力を用いた争いが武力紛争に該当するか否かについては、事案の態様、当事者及びその意思等を総合的に勘案して個別具体的に判断すべきものと考えており、これまでに南スーダンにおいて発生した事案の態様、衝突の当事者の意思等を総合的に勘案すると、現状においては、国際連合南スーダン共和国ミッション(以下「UNMIS」という。)の活動地域において武力紛争が発生しているとは考えていない。

UNMISは法第三条第一号口に該当する国際連合平和維持活動であり、同号口に規定する同意及び法第六条第一項第一号に掲げる同意は引き続き得られている。政府としては、我

が国として国際連合平和維持隊に参加するに際しての基本的な五つの原則は引き続き満たされていると考へている。また、法第三条第一号に規定する同意及び法第六条第一項第一号に掲げる同意が国際連合平和維持活動及び国際平和協力業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められると考へているため、当該業務であつて法第三条第五号に掲げるものも実施することとして考へているものである。

御指摘の「戦闘」について、確立された定義があるとは承知していないが、御指摘の平成二十八年十月十一日の参議院予算委員会における安倍内閣総理大臣の答弁は、国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいうものとしての「戦闘行為」という語を用いて述べたものであり、「いまだ定義が詳らかではないため、「戦闘」ではなく、便宜的に「衝突」と述べているだけ」であるとの御指摘は当たらない。

七について
政府として個々の報道について答弁することは差し控へたいが、政府としては、現地に派遣されている要員からの報告や、我が国大使館、国際連合からの情報等を通じ、現地情勢の把握に努めているところである。

御指摘の「南スーダンのどこで停戦の合意が成立しており、どこでは崩壊しているのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、三、五及び六についてお答えしたとおり、政府としては、我が国として国際連合平和維持隊に参加するに際しての基本的な五つの原則は引き続き満たされていると考へている。また、法第三条第一号に規定する同意及び法第六条第

一項第一号に掲げる同意が国際連合平和維持活動及び国際平和協力業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められると考へているため、当該業務であつて法第三条第五号に掲げるものも実施することとして考へているものである。また、七についてお答えしたとおり、政府としては、現地に派遣されている要員からの報告や、我が国大使館、国際連合からの情報等を通じ、現地情勢の把握に努めているところである。

平成二十八年十一月二十四日提出
質問 第一六一号
円借款における延滞債権に関する質問主意書
提出者 逢坂 誠二

円借款における延滞債権に関する質問主意書

先般提出した「政府の円借款などに関する質問主意書」(質問第一二七号)に対する答弁書(内閣衆質一九二第二二七号。以下「答弁書」という。)では、「延滞債権の具体的な事例については、被援助国の信用力や国際金融市場に影響を及ぼすおそれもあることから、明らかにすることは差し控へるが、円借款全体で返済期限を三年以上経過して延滞している債権額は、平成二十八年三月末時点で約六百三十八億円となつており」と示されたが、この答弁書の内容を踏まえて、以下質問する。

一 答弁書では、「延滞債権の具体的な事例については、被援助国の信用力や国際金融市場に影響を及ぼすおそれもあることから、明らかにすることは差し控へる」と示されたが、円借款の原資は厳しい生活を強いられる国民の血税

である。政府は国民から収税において、他国の政府の「信用力」や「国際金融市場に影響」を優先するための、その使途の一部である円借款の延滞債権の具体的な事例を詳らかにしない姿勢を頑なに採つている。このような判断は納税者たる国民を軽視するもので、日本国民よりも他国の政府の利益を優先するものではないか。また政府は円借款の運用と日本国民の生活を守ることとどちらが大切だと考へているのか。国民に分かりやすい言葉で、政府がこのような判断に至つた理由を明確にされたい。

二 答弁書でいう「延滞債権の具体的な事例」にかかわる遅延損害金はどの程度であるのか。政府の見解を示されたい。

三 答弁書で「円借款全体で返済期限を三年以上経過して延滞している債権額は、平成二十八年三月末時点で約六百三十八億円となつており」と示されているが、この部分にかかわる遅延損害金はどの程度か。政府の見解を示されたい。

四 右の二つの間に関連して、遅延損害金の回収はどの程度の割合で進められているのか。政府の把握しているところを具体的に示されたい。

五 被援助国に円借款を行う場合、それが延滞債権となつた場合の規定はどのように決められているのか。政府の見解を示されたい。

六 被援助国に円借款を行う場合、返済期限を一定以上延滞することになつた被援助国には、今後、一定期間の円借款を行わないなどの取極めが必要ではないか。被援助国の厳しい国内情勢が介在しているとしても、その原資は日本国民の血税であり、返済を督促することなく猶予することは、厳しい国民生活が続いている中、あまりにも安易な姿勢である。政府の見解を示されたい。

七 政府が延滞債権を持つ国に対して、具体的にはどのような方法で返済を督促しているのか。政府の取り組みを示されたい。

内閣衆質一九二第一六一号
平成二十八年十二月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出円借款における延滞債権に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出円借款における延滞債権に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

先の答弁書(平成二十八年十一月十八日内閣衆質一九二第二二七号)でお答えしたとおり、円借款を含む政府開発援助(以下「ODA」という。)は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的とし、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった我が国の利益の増進にも資するものである。

また、お尋ねの遅延損害金を明らかにすることは、被援助国との関係並びに被援助国の信用力及び国際金融市場に影響を及ぼすおそれもあることから、差し控へたい。

政府としては、引き続き、我が国の厳しい財政事情にも十分配慮しつつ、国内外の重要課題に適切に対応する中で、最大限外交的効果が得られる形でODAを実施し、国民の理解が得られるものとなるよう努めてまいりたい。

五について

お尋ねの「規定」の意味するところが必ずしも明らかではないが、円借款に関して被援助国からの返済が滞った場合には、当該被援助国に対して遅延損害金が課されることとなっている。六及び七について

円借款の供与に当たっては、被援助国の協力体制、債務返済能力及び運営能力並びに債権保全策等を十分検討して判断を行っており、円借款に係る延滞債権が存在する被援助国に対する新たな円借款の供与は、延滞の解消の見込みがない場合、行わないこととしている。

また、円借款に係る延滞債権が存在する被援助国に対して、政府は、当該被援助国政府との間の二国間協議や主要債権国会合であるパリクラブの枠組み等を通じて、延滞の解消を働きかけている。

平成二十八年十一月二十四日提出
質問 第一六二二号

諫早湾干拓開門問題に係る間接強制金の支払いに関する質問主意書

提出者 大串 博志

諫早湾干拓開門問題に係る間接強制金の支払いに関する質問主意書

福岡高等裁判所は、平成二十二年十二月六日、国に対し、潮受堤防に設置された排水門の開門を命じた(判決確定日から三年以内に、防災上やむを得ない場合を除き、五年間にわたって開門せよ)という主文。この判決に対し、国は上告せず、この判決は確定した。

しかし、国は、右記確定判決に基づく開門義務を果たさず、福岡高等裁判所が命じた判決の履行期限を途過した。

そのため、平成二十七年一月二十二日、最高裁判所は「開門しない場合、一日四十五万円(一人に

つき一日当たり一万円)を支払え」という間接強制金を決定し、同決定は確定した。その後、一日九十九万円(一人につき一日当たり二万円)に増額変更がされ、この判断も最高裁判所で確定している。

これらの点に関し、以下の事項について質問する。
一 国が、漁業者に対して、右記間接強制金として現在までに支払った総額はいくらになるのか。
二 右記間接強制金は、国の予算上、どのような名目、目的で支出されているのか。
三 国が間接強制金の支払いを続けなければならぬのは、福岡高等裁判所確定判決で命じられた潮受堤防の開門を実施しないためである。この点、最高裁判所が、対策工事ができていない状況では、開門すれば営業者や住民に被害が生じるため、開門を強制することはできないなどとする国の主張を退けていることから明らかである。国が、間接強制金の支払いを免れるためには、確定判決で命じられた開門義務を果たすべきであるが、この間、開門の実現に向けて、国は、どのような方策を採ってきたのか。また、それに対してどのような成果が得られたのか。

四 国は、今後、開門の実現に向けてどのような努力をするのか。具体的な方策及びそれに対する予算はどのようなものか。
右質問する。

内閣衆議院議員大串博志君提出諫早湾干拓開門問題に関する質問に答へる旨の答弁書

平成二十八年十二月二日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員大串博志君提出諫早湾干拓開門問題に係る間接強制金の支払いに関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員大串博志君提出諫早湾干拓開門問題に係る間接強制金の支払いに関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員大串博志君提出諫早湾干拓開門問題に係る間接強制金の支払いに関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員大串博志君提出諫早湾干拓開門問題に係る間接強制金の支払いに関する質問に対する答弁書

一及び二について

諫早湾干拓事業(以下「本事業」という。)に関する平成二十六年四月十一日の佐賀地方裁判所の決定から平成二十八年十一月十日までに支払われた間接強制金は六億五千七百万円であり、(組織)農林水産本省(項)農林水産本省共通費(目)賠償償還及払戻金から支出している。
三及び四について

本事業に関する平成二十二年十二月六日の福岡高等裁判所の判決が同月二十一日に確定し、国は、当該判決により潮受堤防の排水門を開放すべき義務を負うこととなったところ、農林水産省において、平成二十年度から平成二十四年度までにかけて実施した「諫早湾干拓事業の潮受堤防の排水門の開門調査に係る環境影響評価」の結果を踏まえて、防災、営農及び漁業への影響に十分配慮し、開門するために必要となる事前対策を講ずるために、平成二十五年に当該事前対策に係る工事を発注し、当該工事に着手するよう試みたが、現在に至るまで、地元関係者の理解と協力が得られておらず、着手することができていないところである。

他方で、国は、本事業に関する平成二十五年十一月十二日の長崎地方裁判所の仮処分決定により潮受堤防の排水門を開放してはならない旨の義務を負うこととなったところである。

本事業に関しては、現在も複数の訴訟について審理が行われており、このうち長崎地方裁判所において審理されているものについては、平成二十八年一月十八日付けの同裁判所からの和解勧告を受けて、現在、和解協議が進められて

いるところである。政府としては、引き続き、本事業に関する一連の訴訟を全体として早期に解決するよう努力していく考えである。

平成二十八年十一月二十四日提出
質問 第一六二三号

薬剤師の配置基準に関する質問主意書

「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」第一条第一項第二号において次のような規定がある。
「当該薬局において、調剤に従事する薬剤師の員数が当該薬局における一日平均取扱処方箋数(前年における総取扱処方箋数(前年において取り扱った眼科、耳鼻咽喉科及び歯科の処方箋の数にそれぞれ三分の二を乗じた数とその他の診療科の処方箋の数との合計数をいう。)を前年において業務を行った日数で除して得た数とする。ただし、前年において業務を行った期間がないか、又は三箇月未満である場合においては、推定によるものとする。)を四十で除して得た数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一とする。)以上であること。」

(ア) この規定はいつ作成されたものか。
(イ) 何故、このような数字になっているのか。
(ウ) 何故、眼科、耳鼻咽喉科及び歯科の処方箋のみが特別扱いになっているのか。
二 「医療法施行規則」第十九条第二項において次のような規定がある。

「法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準(病院の従業者及びその員数に係るもの)に限る。次項において同じ。」であつ

「法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準(病院の従業者及びその員数に係るもの)に限る。次項において同じ。」であつ

「法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準(病院の従業者及びその員数に係るもの)に限る。次項において同じ。」であつ

「法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準(病院の従業者及びその員数に係るもの)に限る。次項において同じ。」であつ

「法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準(病院の従業者及びその員数に係るもの)に限る。次項において同じ。」であつ

「法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準(病院の従業者及びその員数に係るもの)に限る。次項において同じ。」であつ

て、都道府県が条例を定めるに当たつて従うべきものは、次のとおりとする。

一 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を百五十をもつて除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を七十をもつて除した数と外来患者に係る取扱処方箋の数を七十五をもつて除した数とを加えた数その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。」

(ア) この規定はいつ作成されたものか。
(イ) 何故、このような数字になつてゐるのか。

(ウ) 「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」第一条第一項第二号における配置基準との違いの理由を説明ありたい。

三 「医療法施行規則」第二十二條の二において次のような規定がある。

「第二十二條の二 法第二十二條の二第一号の規定による特定機能病院に置くべき医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数は、次に定めるところによる。
(略)

三 薬剤師 入院患者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上とし、調剤数八十又はその端数を増すごとに一を標準とする。」

(ア) この規定はいつ作成されたものか。
(イ) 何故、このような数字になつてゐるのか。

(ウ) 「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」第一条第一

項第二号における配置基準との違いの理由を説明ありたい。
右質問する。

内閣衆質一九二第二六三号
平成二十八年十二月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員緒方林太郎君提出薬剤師の配置基準に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員緒方林太郎君提出薬剤師の配置基準に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねの「この規定はいつ作成されたものか」及び「このような数字」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令(昭和二十九年厚生省令第三号。以下「体制省令」といふ)第一条第一項第二号の規定は、薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十一年厚生労働省令第十号)第三条の規定による薬局及び一般販売業の薬剤師の員数を定める省令(昭和二十九年厚生省令第三号)の一部改正により、平成二十一年六月一日から現行の規定となつたものである。

体制省令第一条第一項第二号の規定において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百五十五号)第五条第二号の規定に基づき、薬局(同法第二条第十二項に規定する薬局をいふ。以下同じ)における薬剤師の業務の実態を踏まえ、また、患者等との対話、薬歴管理、服薬指導、疑義照会などの薬剤師としての業務量

を織り込んで、薬局において調剤に従事する薬剤師の員数の最低基準(以下「員数基準」といふ)を定めていふところである。

なお、「特別扱い」の意味するところが必ずしも明らかではないが、眼科、耳鼻咽喉科及び歯科の処方箋の数については、薬局における薬剤師の業務の実態を踏まえ、当該数に三分の二を乗じた数を員数基準の算定に用いることとしたものである。

二及び三について
お尋ねの「この規定はいつ作成されたものか」、「このような数字」及び「配置基準」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」といふ)第十九条第二項第一号の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成二十三年厚生労働省令第五十号)第三条の規定による規則の一部改正により、平成二十四年四月一日から現行の規定となつたものである。また、御指摘の規則第二十二條の二第一項第三号の規定は、医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成五年厚生省令第三号)第一条の規定による規則の一部改正により、平成五年四月一日から現行の規定となつたものである。

規則第十九条第二項第一号又は第二十二條の二第一項第三号の規定においては、医療法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第二十一条第一項第一号又は第二十二條の二第一号の規定に基づき、患者情報に基づく服薬指導、入院患者の持参薬管理、手術室及び集中治療室における医薬品の適正管理等の特定機能病院(同法第四条の

二第一項に規定する特定機能病院をいふ)を含む病院(同法第一条の五第一項に規定する病院をいふ。以下同じ)における薬剤師のあるべき業務及び役割を踏まえて病院が有しなればならない薬剤師の員数の基準又は標準を定めるところであり、体制省令第一条第一項第二号において定める員数基準とは基準等を定めるに当たり前提として想定している業務の内容等が異なるため、同号並びに規則第十九条第二項第一号及び第二十二條の二第一項第三号の規定においては、それぞれ異なる基準等を定めていふところである。

平成二十八年十一月二十四日提出
質問 第一六四号

日印原子力協定に関する質問主意書
提出者 緒方林太郎

一 「見解及び了解に関する公文」は国際約束か。
二 核物質及び原子力施設の防護に関する条約第十五条には「この条約の附属書は、この条約の不可分の一部を成す」と規定されている。ここにおける「不可分の一部」と同じ意味において、「見解及び了解に関する公文」は日印原子力協定の不可分の一部をなしているか。
右質問する。

内閣衆質一九二第一六四号
平成二十八年十二月二日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員緒方林太郎君提出日印原子力協定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員緒方林太郎君提出日印原子力協定に関する質問に対する答弁書

一について

「見解及び了解に関する公文」(以下「公文」という)は、原子力の平和的利用における協力のための日本政府とインド共和国政府との間の協定(以下「協定」という)に関連する国際約束として作成されている。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、公文は、協定第十六条にいう「協定の不可分の一部を成す」ものではない。

平成二十八年十一月二十四日提出
質問 第一六五号

沖繩県東村高江のヘリパッド建設工事に反対する住民・県民を警備するため派遣された大阪府機動隊員による差別発言に関する第三回質問主意書

提出者 仲里 利信

沖繩県東村高江のヘリパッド建設工事に反対する住民・県民を警備するため派遣された大阪府機動隊員による差別発言に関する第三回質問主意書

沖繩県東村高江のヘリパッド建設工事に反対する住民・県民を警備するため派遣された大阪府機動隊員による差別発言に関する第三回質問主意書第一三二号で再質問をそれぞれ行い、十一月四日及び十一月十八日付でそれぞれ答弁を得たところである。その際行つた質問及び再質問に対する政府の答弁や委員会での発言では当初「発言は不適切だ」とか「差別用語に当たる」

「発言は許すまじきことだ」とかしていた。さらに事案の発生直後に沖繩県警が謝罪し、大阪府警は発言した警察官二人を懲戒処分するなどして事態の收拾に奔走していた。しかし、その後も沖繩県民の憤りが全く沈静化せず、また本職を始め質問主意書の提出や委員会での質疑が相次いで追及の手が一向に緩まないことが明らかになると、今度は一転して強権的に押さえつける方針に転じたものと思われる。その最たるものが本職の質問に対する鶴保庸介沖繩担当大臣の「言論の自由はどなたにもある」とか、県民を傷つけたかは「私が断定できるものではない」とかの発言であり、また菅義偉官房長官の「差別と断定できないのは政府の一致した見解だ」とかの一連の答弁・発言である。

これらの答弁や発言に対して、翁長雄志沖繩県知事や県内の市町村長から極めて厳しい「遺憾の意」が示され、また沖繩県議会や市町村議会で相次いで抗議決議が可決され、政府に直接抗議するなど波紋は広がりが続いている。また沖繩県内や全国各地では相次いで集会が開催されることも、連日新聞の投書欄への市民の抗議の声が寄せられており、政府の態度に対して県民の不信と憤りは益々高まる一方である。そこで改めてお尋ねする。

一 菅官房長官は、警察官の暴言に対して「許すまじきこと」と述べながら、差別的発言の表れとの指摘に対しては理由を全く示さず「全くないと思う」とし、本職が質問主意書で「理由を明らかにされたい」と要求しても「当該発言は極めて遺憾である」としか答弁しない。警察官の暴言が本当に「許すまじきこと」であり、「遺憾である」ならば、その理由をきちんと説明して是正すべきである。そして、暴言の根底には「差別意識がある」とは明らかであり、決して

単なる「思い付き」や「偶然」による発言ではないのは誰が考えてみても明らかではないか。政府の認識と見解を答えられたい。

二 本職が警察官の暴言の理由を質したところ、政府は「感情が高ぶる」などとした結果、暴言に及んだ」と答弁して本職の質問に真面に答えようとしないう。しかし、「感情が高ぶる」は「暴言に及んでいい」のか、そして「高ぶった感情の根底には「沖繩県民に対する差別意識や偏見」及び「警察組織で植え付けられた教育の結果、沖繩県民に対する偏見や差別意識があるのではないか。政府の認識と見解を答えられたい。」

三 本職が鶴保大臣の発言を質したところ、政府は鶴保大臣が「本件発言を人権問題と捉えるかどうかについては、言われた側の感情に主軸を置いて判断すべきであり」と発言していると答弁した。この発言は一見すると「極めて客観的な立場に立つて物事を判断すべきである」と主張しているが如くに感じられるが、十月十八日の事案発生直後ならいざ知らず、既に一月月余が経過した後になっても全く同じような発言を繰り返していることや、沖繩担当大臣として率先して事実関係の究明に当たり、顛末を明らかにすべき立場であることを鑑みると、到底鶴保大臣の釈明は言いつくし過ぎないと思われるが、政府の認識と見解を答えられたい。

四 質問三に関連して、鶴保大臣が「言われた側の感情に主軸を置くべき」との考えを持つならば、現場で直接警察官にのしられた市民が「差別である」と及び「人権問題である」と捉えていることや、翁長雄志沖繩県知事や県内の市町村長、沖繩県議会、市町村議会、沖繩県内の市民や全国各地の国民による集会和新聞への投書でも同様に捉えていることからして、言われた側の沖繩県民は正しく「県民への差別」として、ま

た「人権問題」として捉えていることは明らかである。よって、政府は、言われた側の沖繩県民の感情に基づき、今回の暴言を「沖繩県民への差別意識や偏見」と「人権問題」として政府の一致した認識と見解とすべきではないか。政府の認識と見解を答えられたい。

五 質問三及び四に関連して、鶴保大臣が「人権問題と捉えるかどうかも含め、個別の事案についてはつづきこれを注視していくことが重要である」との考えを持つならば、事案発生から既に一月月余が経過していることや事実関係が既に明らかになっていること等に鑑み、現時点における「注視の結果」と、それに基づいて「今回の暴言が差別意識の表れ」と「人権問題」であるかについての政府の認識と見解を答えられたい。

六 鶴保大臣は県民を傷つけたかは「私が断定できるものではない」とし、菅官房長官は「差別ではない」とは一言も言っていない」としながらも「断定する立場にない」と言っている」として、まるで口裏を合わせて暴言を否定しようとしているかのように思えて残念でならない。しかし、本職の質問主意書や、十一月二十一日の衆議院決算行政監視委員会での民進党の大西健介議員の質問でも明らかのように、今回の暴言が、政府の従来の「土人」という言葉が差別用語に当たることの見解に反していることや、事案発生後に大阪府警が素早く懲戒処分を行ったこと、さらには沖繩県警察本部長が陳謝を表明していること、法務大臣が「差別用語に当たる」との見解を即座に示したことなどを鑑みると、政府が率先して事態の收拾に奔走したことは明らかであり、「断定できない」との発言は正しく詭弁ではないか。よって、政府は、本職の質問

主意書に対して「差別と断定できない」としたと
とや、「鶴保大臣の発言は閣内不一致ではない」
としたこと、「鶴保大臣は発言を謝罪したり罷
免されたりする必要はない」との閣議決定を
改めるべきではないか。政府の認識と見解を答
えられたい。

七 本職は、警察官の暴言もさることながら、政
府の二転三転する答弁や発言、閣議決定を鑑み
ると、やはり政府や本土側の市民の根底には
「沖縄に対する蔑視や差別」が未だに根強くあ
り、それが「土人」や「シナ人」という暴言に発露
されたのではないかと考えている。本職のこの
ような考えについて政府の認識と見解を答えら
れたい。

八 本職は、政府が閣議で「差別と断定できない」
と決定したことに対して強い憤りと不信感を覚
える。なぜならば警察官による今回の暴言を
「差別と断定できない」とすることは、とりもな
おさず「土人」や「シナ人」の暴言を容認するこ
とに他ならず、琉球処分から始まった「沖縄県民
への差別と蔑視」の延長線上にあると言わざる
を得ないからである。本職のこのような考えに
ついて政府の認識と見解を答えられたい。
右質問する。

内閣衆質一九二第一一六五号
平成二十八年十二月二日

内閣総理大臣 安倍 晋二
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員仲里利信君提出沖縄県東村高江のヘ
リパッド建設工事に反対する住民・県民を警備
するため派遣された大阪府機動隊員による差別
発言に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出沖縄県東村高江
のヘリパッド建設工事に反対する住民・県
民を警備するため派遣された大阪府機動隊
員による差別発言に関する第三回質問に対
する答弁書

一、二及び七について

御指摘の「暴言の根底には「差別意識がある」
ことは明らか」、「警察組織で植え付けられた
教育の結果、沖縄県民に対する偏見や差別意
識」がある等の意味するところが必ずしも明ら
かではないが、大阪府警察によると、平成二十
八年十月十八日、同府警察から沖縄県警察に派
遣された警察官二名が、いずれも「感情が高ぶ
る」などとした結果、北部訓練場のヘリコプター
着陸帯の移設工事に反対する個人に対し、それ
ぞれ「シナ人」又は「土人」との発言(以下「本件発
言」という。)をしたことである。政府とし
ては、本件発言は極めて遺憾であると考えてお
り、警察庁において、全国の警察に対し、適切
な警備実施を確保するための指導教養の確実な
実施等を指示したところである。
三から六まで及び八について

御指摘の「政府は、言われた側の沖縄県民の
感情に基づき、今回の暴言を「沖縄県民への差
別意識や偏見」と「人権問題」として政府の一致
した認識と見解とすべき」、「警察官による今回
の暴言を「差別と断定できない」とすることは、
とりもなおさず「土人」や「シナ人」の暴言を容認
することに他ならず、琉球処分から始まった
「沖縄県民への差別と蔑視」の延長線上にある」
等の意味するところが必ずしも明らかではない
が、お尋ねの政府の認識と見解については、先
の答弁書(平成二十八年十一月十八日内閣衆質
一九二第一一三二号)六から十一までについてで

お答えしたとおりであり、「鶴保大臣の釈明は
言い訳や詭弁にしか過ぎない」との御指摘は当
たらず、お尋ねのように「閣議決定を改める」こ
とは考えていない。

平成二十八年十一月二十四日提出
質問 第一一六六号

コムソモリスク検体用日本人遺骨焼失事件に
関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

コムソモリスク検体用日本人遺骨焼失事件
に関する質問主意書

厚生労働省が平成二十八年十月二十八日に発表
した「旧ソ連抑留中死亡者遺骨収集応急・埋葬地
調査派遣(ハバロフスク地方)におけるDNA鑑定
用検体の御遺骨の焼失に関する報告とお詫び」に
ついて、以下質問する。

一 ハバロフスク地方における遺骨の収集につい
ては、これまで平成二十六年及び平成二十七年
には七月に実施している。シベリアでは、例年
十月には雪が降り始め、現場で焚き火に当たら
なければならぬほど寒くなる。今年はずいぶん
このような寒い時期に遺骨の収集を行ったのか。
二 今回の調査について、厚生労働省職員は何人
参加したのか。

また、日本から同行した通訳やガイド、現地
で参加した領事館員や補助員は何人いたのか。
それぞれの役割は何だったのか。そのうち、ロ
シア語がきちんと話せる人は何人いたのか。
三 運転手なども含めて、現地で雇用されたロシ
ア人は何人いたのか。それぞれの役割・専門は
何か。アルバイト的な作業員以外にロシア側専
門家はいたのか。

ロシア側の備員はだれがどのような方法で集
めたのか。契約書はあるのか。

四 ロシア側の備員の日当・謝礼はそれぞれいく
らか。待遇に関する不満やトラブルはなかった
のか。

五 今回の遺骨収集・調査派遣に要した費用総額
はいくらか。

六 過去五年間で、旧ソ連からの遺骨収集に要し
た費用総額はいくらで、一柱あたり平均でいく
らを要しているか。

七 いままでDNA鑑定した旧ソ連からの遺骨
は何件で、実際に遺族が見つかったのは何件
か。

八 現在DNA鑑定に要する費用は一件あたりい
くらか。

九 旧ソ連からの遺骨のDNA鑑定用のデータ
ベースには全部で何件登録されているのか。

十 遺骨を現地で焼却せずに帰国させることはで
きないのか。

十一 遺骨を焼却せずに、現地の墓地を整備して
そのまま埋葬し、遺骨の一部とDNA鑑定用の
検体のみを持ち帰ることはできないのか。

十二 中央アジアのウズベキスタンやカザフスタ
ンでは、宗教上の理由で、抑留死没者の遺骨収
集ができずに現地の墓地に埋葬されたままと聞
く。遺族から遺骨返還の要望はないのか。また
これからの諸国の政府と遺骨返還のための交
渉をしているのか。

十三 厚生労働省は、現在までに旧ソ連領内で全
部で何か所の埋葬地を確認しているのか。

十四 厚生労働省は、平成二十四年度以降に、民
間団体等に委託して「旧ソ連地域における海外
未送還遺骨情報収集事業及び埋葬地現況調査」
を実施してきたが、実際に調査員が出向いて確
認できた埋葬地は、何か所か。調査の結果、何
が判明したのか。また、これらの調査に要した
費用は総額でいくらか。

十五 旧ソ連に留まる遺骨で、今後収集可能な遺骨は、おおよそ何柱か。それらの収集・鑑定のために要する費用は全部でいくらくらいと推定するか。収集可能な全遺骨を収集するのにあつて何年かかと推測するか。

十六 今回の遺骨消失に係る不祥事で失われた損害額は、概算でいくらか。関係者らの処分は実施されたか。今後処分の予定はあるか。

十七 ロシア軍やロシア非常事態省、内務省、ロシア赤十字社など、情報や専門的知識、人材・資材・車両などを有するロシア側の専門機関と正式にパートナーとして契約し、共同事業として、夏場の一時期に限定せず、恒常的、戦略的、効率的に埋葬地調査や遺骨収集を行うべきと考えるが、如何か。

十八 シベリアの奥地や南方の激戦地跡に分け入つて、長期かつ効率的に作業できる装備と能力を有するのは、自衛隊である。現在、遺骨収集はその任務に入っていないが、今後、必要とされる法整備を行い、遺骨収集をその任務に加え、自衛隊に遺骨収集事業への参加を求め、その能力を人道目的のために活用すべきではないかと考えるが、如何か。

十九 国として総力を挙げて遺骨収集に取り組むために、官邸又は内閣府に、遺骨収集に関する司令塔を設け、総合的な調整と指導を行うべきではないかと考えるが、如何か。
右質問する。

内閣衆質一九二第一六六号

平成二十八年十二月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出コムソモリスク検体用日本人遺骨焼失事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出コムソモリスク検体用日本人遺骨焼失事件に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘のこのような遅い時期に遺骨の収集を行った「及び」今回の調査とは、厚生労働省が平成二十八年十月十一日から同月二十五日までの日程で、ロシア連邦ハバロフスク地方において実施した遺骨収集（以下「本件遺骨収集」という。）のことを指すと思われる。

本件遺骨収集を実施した埋葬地においては、同年七月にも遺骨収集を実施したが、終了には至らなかったところであり、政府としては、当該埋葬地における遺骨収集を終了させ、当該埋葬地の戦没者の遺骨のDNA鑑定を早期に開始する必要があったことから、同年十月に本件遺骨収集を実施したものである。

本件遺骨収集では、同省職員を二人派遣し、一人は派遣団長として現地の作業全般を統括する業務に従事し、もう一人は派遣団長を補助する業務に従事した。また、お尋ねの「ロシア語がきちんと話せる人」の意味するところが必ずしも明らかではないが、日本からは、同省職員のほか、ロシア語通訳一人を派遣団に同行させ、通訳業務に従事させた。なお、「現地で参加」及び「補助員」の意味するところが必ずしも明らかではないため、「現地で参加した領事館員や補助員は何人いたのか」とのお尋ねについてお答えすることは困難である。

三について

お尋ねの「アルバイト的な作業員以外にロシア側専門家はいたのか」及び「備員」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省は、コムソモリスク・ナ・アムール市から紹介された現地企業（以下「手配業者」という。）に

対して、本件遺骨収集における作業員、機材等の手配を依頼しており、当該手配業者が作業監督者一人、作業員十人、警備員一人及び作業用バス運転手一人の合計十三人のロシア人を雇い上げたこと承知している。なお、遺骨の鑑定について専門的な知識を有する職員一人を含むハバロフスク地方政府の職員二人が、派遣団に同行した。

お尋ねの「契約書が具体的に何を意味するのか必ずしも明らかではないが、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の八第一項本文の規定に基づき契約担当官等が作成しなければならぬ」とされている契約書については、契約金額が二百万円を超えなかつたため、同項ただし書及び予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）第百条の二第一項第一号の規定に基づき作成を省略した。

四について

お尋ねの「備員」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本件遺骨収集において、厚生労働省は、手配業者に対して作業員監督者一人日当たり二千七百六十三ルーブル、作業員一人日当たり二千四百五十六ルーブル及び警備員一人日当たり三千六百八十四ルーブルの雇上料並びに作業用バス運転手については作業用バス借上料として一日当たり三千七十九ルーブルを支払ったところである。政府としては、お尋ねの「待遇に関する不満やトラブル」があったとは承知していない。

五について

お尋ねの「遺骨収集・調査派遣に要した費用」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

六について

お尋ねの「旧ソ連からの遺骨収集に要した費用」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、平成二十三年度から平成二十七年までの

一般会計予算の（組織）厚生労働本省（項）戦没者慰霊事業費のうち、旧ソヴィエト社会主義共和国連邦（以下「旧ソ連邦」という。）の地域における遺骨収集に関する予算の総額は、一億九千六十一万七千円である。また、同期間に收容し本邦へ送還した遺骨の総数は八百八柱であり、当該予算の総額を基に計算すれば、当該遺骨一柱当たりの当該予算の金額は約二十三万六千円である。

七について

お尋ねの「いままでにDNA鑑定した旧ソ連からの遺骨」及び「実際に遺族が見つかった」が何を意味するのか必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、政府としては、旧ソ連邦の地域で收容された戦没者の遺骨からDNA情報の抽出を行い、当該戦没者と関係すると思われる遺族に呼び掛け、DNA鑑定を実施した結果、平成二十八年十月末現在、八百八十一柱の身元を特定し、遺族のもとへ返還した。

八について

お尋ねの「現在DNA鑑定に要する費用」の意味するところが必ずしも明らかではないが、戦没者の遺骨のDNA鑑定において、平成二十八年度現在、一柱の遺骨からDNA情報を抽出する費用は五万円、一人の遺族からDNA情報を抽出する費用は三万円である。

九について

平成二十八年四月から、個性性のある戦没者の遺骨からDNA情報を抽出することが可能な場合は、そのDNA情報を全てデータベースに登録することとしている。同年十月末現在で、旧ソ連邦の地域で收容された遺骨については、二千四百二十一件のDNA情報が、当該データベースに登録されている。

十について

政府としては、長年收容されずに戦地に置か

れた遺骨を早期かつ丁寧に慰霊すべきとの要請に
応える等の理由から、収容した遺骨については、DNA検体を保存した上で現地で焼骨し、本邦に送還することとしている。御指摘の「遺骨を現地で焼却せずに帰国させること」については、関係する遺族の意見等も踏まえた慎重な検討が必要であると考えている。

十一について
政府としては、一柱でも多くの戦没者の遺骨を早期に収容又は本邦に送還し、戦没者の遺族に引き渡すため、国の責務として戦没者の遺骨収集事業を実施しており、御指摘の「遺骨を焼却せずに、現地の墓地を整備してそのまま埋葬し、遺骨の一部とDNA鑑定用の検体のみを持ち帰ること」については、現時点では考えていない。

十二について
ウズベキスタン共和国については、遺族から遺骨の返還について要望が寄せられており、平成六年以降、政府として、同国での遺骨収集の実施申入れを累次行っているが、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成二十八年法律第十二号。以下「遺骨収集推進法」という。)が施行されたことを踏まえ、平成二十八年八月、厚生労働省から駐日ウズベキスタン共和国大使に対して、遺骨収集推進法の趣旨を説明し、改めて申入れを行ったところである。

カザフスタン共和国においては、平成七年度から平成二十六年まで、遺骨収集を八回実施したところである。

十三について
お尋ねの「確認」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府においては、旧ソ連邦政府等から提出された資料を基に、平成三年度以降、旧ソ連邦の地域において埋葬地調査を実施してきており、平成二十八年十月末現在でこ

れまでに六百五十七か所の埋葬地を把握している。

十四について
お尋ねの「判明」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「旧ソ連地域における海外未送還遺骨情報収集事業及び埋葬地現況調査」については、平成二十四年度から平成二十六年までにかけて、旧ソ連邦政府等から提出された資料等に基づき現地調査を行い、四十四か所の埋葬地の場所を特定した。当該調査では、埋葬地の場所を特定する資料や証言がない埋葬地については、情報を収集し、埋葬地の場所の搜索を行っており、要した費用は、平成二十四年度から平成二十六年までの三年間の総額で約一億二千六百八十一万円である。

十五について
旧ソ連邦の地域における遺骨収集については、政府としては、遺骨収集推進法第五条第一項の規定に基づき策定した「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」(平成二十八年五月三十一日閣議決定。以下「基本計画」という。)において、抑留中死亡者の埋葬地等について、資料調査や民間団体等との連携により有力な証言を得るなど確度の高い遺骨に関する情報を得た上で、関係行政機関間の連携協力を図り、現地調査を実施し、入手した情報に基づいて遺骨収集を推進するものとしている。お尋ねの「今後収集可能な遺骨は、おおよそ何柱か」、「それらの収集・鑑定のために要する費用は全部でいくらか」と推定するか及び「収集可能な全遺骨を収集するのにあと何年かかると推測するか」については、確度の高い抑留中死亡者の遺骨に関する情報入手できるか否か等によるため、具体的に示すことは困難であるが、政府としては一柱でも多くの戦没者の遺骨を早期に収容又は本邦に送還し、遺族に引き渡すことがで

きるよう、遺骨収集を推進してまいりたい。

十六について
お尋ねの「今回の遺骨消失に係る不祥事で失われた損害額」については、その意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。関係者の処分については、現在、事実関係の調査を行っているところであり、当該調査結果に基づいて責任の所在を明確化し、検討したいと考えている。

十七について
お尋ねについては、政府としては、捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定(平成三年外務省告示第三百一十一号)に基づき、ロシア連邦政府に対して日本人の抑留中死亡者の名簿及び埋葬地に関する資料の提出並びに死亡者の遺骨の引渡し等に係る協力を求めるなど、引き続き着実な取組を進めてまいりたいと考えている。

十八及び十九について
戦没者の遺骨の収集については、厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第四条第一項(第四号の二の規定に基づき、厚生労働省が所掌している。さらに、遺骨収集推進法第三条第三項の規定及び基本計画に基づき、戦没者の遺骨収集については、例えば関係国政府等との協議についての外務省の協力や、東京都小笠原村硫黄島における遺骨収集に係る輸送その他必要な支援等について自衛隊の協力を得るなど、厚生労働省が外務省、防衛省その他の関係行政機関に必要な協力を求めながら実施している。政府としては、引き続き厚生労働省設置法及び遺骨収集推進法並びに基本計画に基づき、戦没者の遺骨収集を推進してまいりたいと考えている。

無電柱化の推進に関する法律案
右の議案を提出する。
平成二十八年十二月二日
提出者
国土交通委員長 西銘恒三郎

無電柱化の推進に関する法律
目次
第一章 総則(第一条―第六条)
第二章 無電柱化推進計画等(第七条・第八条)
第三章 無電柱化の推進に関する施策(第九
条―第十五条)
附則
第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化(電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱(鉄道及び軌道の電柱を除く。以下同じ。))又は電線(電柱によつて支持されるものに限る。第十三条を除き、以下同じ。)の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。以下同じ。の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに無電柱化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、もつて公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)
第二条 無電柱化の推進は、無電柱化の重要性に関する国民の理解と関心を深めつつ、行われるものとする。

2 無電柱化の推進は、国、地方公共団体及び第五条に規定する関係事業者の適切な役割分担の下に行われなければならない。

3 無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、無電柱化の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的、計画的かつ迅速に策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第五条 道路上の電柱又は電線の設置及び管理を行う事業者(以下「関係事業者」という。)は、第二条の基本理念にのっとり、電柱又は電線の道路上における設置の抑制及び道路上の電柱又は電線の撤去を行い、並びに国及び地方公共団体と連携して無電柱化の推進に資する技術の開発を行う責務を有する。

(国民の努力)

第六条 国民は、無電柱化の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、国又は地方公共団体を実施する無電柱化の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 無電柱化推進計画等

(無電柱化推進計画)

第七条 国土交通大臣は、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため、無電柱化の推進に関する計画(以下「無電

柱化推進計画」という。)を定めなければならない。

2 無電柱化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 無電柱化の推進に関する基本的な方針
- 二 無電柱化推進計画の期間
- 三 無電柱化の推進に関する目標
- 四 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

五 前各号に掲げるもののほか、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

3 国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、無電柱化推進計画を変更するものとする。

4 国土交通大臣は、無電柱化推進計画を定め、又は変更しようとするときは、総務大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者(次条第三項において「関係電気事業者」という。)並びに電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者(次条第三項において「関係電気通信事業者」という。)(道路上の電柱又は電線を設置し及び管理して同法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供するものに限る。)の意見を聴かなければならない。

5 国土交通大臣は、無電柱化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県無電柱化推進計画等)

第八条 都道府県は、無電柱化推進計画を基本と

して、その都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県無電柱化推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、無電柱化推進計画(都道府県無電柱化推進計画が定められているときは、無電柱化推進計画及び都道府県無電柱化推進計画)を基本として、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画(以下この条において「市町村無電柱化推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県無電柱化推進計画又は市町村無電柱化推進計画を定め、又は変更しようとするときは、関係電気事業者(その供給区域又は供給地点が当該都道府県又は市町村の区域内にあるものに限る。)及び関係電気通信事業者(当該都道府県又は市町村の区域内において道路上の電柱又は電線を設置し及び管理して電気通信事業法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供するものに限る。)の意見を聴くものとする。

4 都道府県又は市町村は、都道府県無電柱化推進計画又は市町村無電柱化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 無電柱化の推進に関する施策

(国民の理解及び関心の増進)

第九条 国及び地方公共団体は、無電柱化の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、無電柱化に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十条 国民の間に広く無電柱化の重要性につい

ての理解と関心を深めるようにするため、無電柱化の日を設ける。

2 無電柱化の日は、十一月十日とする。

3 国及び地方公共団体は、無電柱化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(無電柱化が特に必要であると認められる道路の占用の禁止等)

第十一条 国及び地方公共団体は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るために無電柱化が特に必要であると認められる道路について、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定による道路の占用の禁止又は制限その他無電柱化の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

(電柱又は電線の設置の抑制及び撤去)

第十二条 関係事業者は、社会資本整備重点計画法(平成十五年法律第二十号)第二条第二項第一号に掲げる事業(道路の維持に関するものを除く。)、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四十七条に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。

(調査研究、技術開発等の推進等)

第十三条 国、地方公共団体及び関係事業者は、電線を地下に埋設する簡便な方法その他の無電柱化の迅速な推進及び費用の縮減を図るための方策等に関する調査研究、技術開発等の推進及びその成果の普及に必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の連携及び協力）

第十四条 国、地方公共団体、関係事業者その他の関係者は、無電柱化に関する工事（道路上の電柱又は電線以外の物件等に係る工事と一体的に行われるものを含む。）の効率的な施工等のため、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（法制上の措置等）

第十五条 政府は、無電柱化の推進に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（無電柱化の費用の負担の在り方等）

2 無電柱化の費用は、無電柱化に係る事業の特性を踏まえた国、地方公共団体及び関係事業者の適切な役割分担の下、これらの者がその役割分担に応じて負担するものとする。政府は、第十三条に定めるもののほか、無電柱化を円滑かつ迅速に推進する観点から、無電柱化の費用の縮減を図るための方策その他の国、地方公共団体及び関係事業者の負担を軽減するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に關し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに無電柱化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自転車活用推進法案

右の議案を提出する。

平成二十八年十二月二日

提出者

国土交通委員長 西銘恒三郎

自転車活用推進法

目次

第一章 総則（第一条～第七条）

第二章 自転車の活用に関する基本方針（第八条）

第三章 自転車活用推進計画等（第九条～第十条）

第四章 自転車活用推進本部（第十二条～第十五条）

第五章 雑則（第十四条～第十五条）

附 則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用の推進に關し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自転車の活用の推進は、自転車による交通が、二酸化炭素、粒子状物質等の環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある物質を排出しないものであること、騒音及び振動を発生しないものであること、災害時において機動的であること等の特性を有し、公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

2 自転車の活用の推進は、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼす等公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

3 自転車の活用の推進は、交通体系における自転車による交通の役割を拡大することを旨として、行われなければならない。

4 自転車の活用の推進は、交通の安全の確保を図りつつ、行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のつとめ、自転車の活用の推進に關する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に關する国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念のつとめ、自転車の活用の推進に關し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に關する住民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第五条 公共交通に關する事業その他の事業を行う者は、自転車と公共交通機関との連携の促進等に努めるとともに、国又は地方公共団体が実

施する自転車の活用の推進に關する施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第六条 国民は、基本理念に關する理解を深め、国又は地方公共団体が実施する自転車の活用の推進に關する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係者の連携及び協力）

第七条 国、地方公共団体、公共交通に關する事業その他の事業を行う者、住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第二章 自転車の活用の推進に關する基本方針

第八条 自転車の活用の推進に關して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおりとする。

一 良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路をいう。）、自転車専用車両通行帯等の整備

二 路外駐車場（駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第二号に規定する路外駐車場をいう。）の整備及び時間制限駐車区間（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四十九条第一項に規定する時間制限駐車区間をいう。）の指定の見直し

三 自転車賃貸する事業者の利用者の利便の増進に資する施設の整備

四 自転車競技のための施設の整備

五 高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備

六 自転車の安全な利用に寄与する人材の育成及び資質の向上

（事業者の責務）

七 情報通信技術等の活用による自転車の管理の適正化

八 自転車の利用者に対する交通安全に係る教育及び啓発

九 自転車の活用による国民の健康の保持増進
十 学校教育等における自転車の活用による青少年の体力の向上

十一 自転車と公共交通機関との連携の促進
十二 災害時における自転車の有効活用に資する体制の整備

十三 自転車を活用した国際交流の促進
十四 自転車を活用した取組であつて、国内外からの観光旅客の来訪の促進、観光地の魅力の増進その他の地域の活性化に資するものに対する支援

十五 前各号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に關し特に必要と認められる施策

第三章 自転車活用推進計画等
(自転車活用推進計画)

第九条 政府は、自転車の活用の推進に關する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条に定める自転車の活用の推進に關する基本方針に即し、自転車の活用の推進に關する目標及び自転車の活用の推進に關し講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた計画(以下「自転車活用推進計画」という。)を定めなければならない。

2 国土交通大臣は、自転車活用推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

3 政府は、自転車活用推進計画を定めるときは、遅滞なく、これを国会に報告することともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、自転車活用推進計画の変更について準用する。

第十条 都道府県は、自転車活用推進計画を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に關する施策を定めた計画(次項及び次条第一項において「都道府県自転車活用推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、都道府県自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(市町村自転車活用推進計画)

第十一条 市町村(特別区を含む。次項において「市町村」という。)は、自転車活用推進計画(都道府県自転車活用推進計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に關する施策を定めた計画(次項において「市町村自転車活用推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 市町村は、市町村自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第四章 自転車活用推進本部
(設置及び所掌事務)

第十二条 国土交通省に、特別の機関として、自転車活用推進本部(次項及び次条において「本部」という。)を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自転車活用推進計画の案の作成及び実施の推進に關すること。
- 二 自転車の活用の推進に關して必要な関係行政機関相互の調整に關すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に關する重要事項に關する審議及び自

自転車の活用の推進に關する施策の実施の推進に關すること。

(組織等)

第十三条 本部は、自転車活用推進本部長及び自転車活用推進本部員をもつて組織する。

2 本部長は、自転車活用推進本部長とし、国土交通大臣をもつて充てる。

3 自転車活用推進本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 一 総務大臣
- 二 文部科学大臣
- 三 厚生労働大臣
- 四 経済産業大臣
- 五 環境大臣
- 六 内閣官房長官
- 七 国家公安委員会委員長
- 八 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣以外

の國務大臣のうちから、国土交通大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

4 前三項に定めるもののほか、本部の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

(自転車の日及び自転車月間)

第十四条 国民の間に広く自転車の活用の推進に關する関心と理解を深めるため、自転車の日及び自転車月間を設ける。

2 自転車の日は五月五日とし、自転車月間は同月一日から同月三十一日までとする。

3 国は、自転車の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、自転車月間においてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

(表彰)

第十五条 国土交通大臣は、自転車の活用の推進

に關し特に顕著な功績があると認められる者に對し、表彰を行うことができる。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(法制上の措置)
第二条 政府は、自転車の活用の推進を担う行政組織の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(検討)
第三条 政府は、自転車の運轉に關し道路交通法に違反する行為への対応の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、自転車の運轉によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(自転車道の整備等)
第四条 自転車道の整備等に關する法律(昭和四十五年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「市町村である」及び「市町村道であつて」を削り、同条第二項中「市町村である」を削る。

(国土交通省設置法の一部改正)
第五条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条の二」を「第二十九条の三」に改める。

第四条第一項第百十七号の次に次の一号を加える。

百十七の二 自転車活用推進計画(自転車活
用推進法(平成二十八年法律第 号)第
九条第一項に規定する自転車活用推進計画
をいう。)の作成及び推進に關すること。

第二十七條第二項中「小笠原総合事務所」を
「小笠原総合事務所
自転車活用推進本部」に改める。

第三章第三節中第二十九條の二を第二十九條
の三とし、第二十九條の次に次の一條を加え
る。

(自転車活用推進本部)

第二十九條の二 自転車活用推進本部について
は、自転車活用推進法(これに基づき命令を
含む。)の定めるところによる。

理 由

極めて身近な交通手段である自転車の活用によ
る環境への負荷の低減、災害時における交通の機
能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要
な課題であることに鑑み、自転車の活用の推進に
関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかに
し、及び自転車の活用の推進に關する施策の基本
となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本
部を設置することにより、自転車の活用を総合的
かつ計画的に推進する必要がある。これが、この
法律案を提出する理由である。

道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部
を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十八年十二月二日

提出者

国土交通委員長 西銘恒三郎

道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一
部を改正する法律

(道路運送法の一部改正)

第一條 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十
三號)の一部を次のように改正する。

第二十七條第四項を同條第五項とし、同條第
三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同條
第四項とし、同條第二項中「前項」を「前二項」に
改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次
に次の一項を加える。

2 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動
車の運転者が疾病により安全な運転ができな
いおそれがある状態で事業用自動車を運転す
ることを防止するために必要な医学的知見に
基づき措置を講じなければならない。

第二十九條の二、第九十七條第二号及び第九
十八條第十一号中「第二十七條第三項」を「第二
十七條第四項」に改める。

(貨物自動車運送事業法の一部改正)

第二條 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第
八十三號)の一部を次のように改正する。

第十七條第四項を同條第五項とし、同條第三
項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同條第
四項とし、同條第二項を同條第三項とし、同條
第一項の次に次の一項を加える。

2 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動
車の運転者が疾病により安全な運転ができな
いおそれがある状態で事業用自動車を運転す
ることを防止するために必要な医学的知見に
基づき措置を講じなければならない。

第二十二條の二及び第二十三條中「第三項ま
で」を「第四項まで」に改める。

第三十五條第六項、第三十六條第二項及び第
三十七條第三項中「第三項まで」を「第四項まで」

に、「第十七條第四項」を「第十七條第五項」に改
める。
第六十四條第一項中「第三項」を「第四項」に改
める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経
過した日から施行する。ただし、次項の規定
は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、一般貸切旅客自動車運送事業者(道
路運送法第九條の二第一項に規定する一般貸切
旅客自動車運送事業者をいう。以下この項にお
いて同じ。)の事業用自動車(同法第二條第八項
に規定する事業用自動車をいう。以下この項
において単に「事業用自動車」という。)による運
送の申込みが事業用自動車を利用する旅客以外
の者により行われる場合において不適切な運送
契約が締結されること等により、事業用自動車
の運行の安全が確保されず、多数の旅客に甚大
な被害が生じるおそれがあることに鑑み、一般
貸切旅客自動車運送事業者の増加の状況、一般
貸切旅客自動車運送事業者に係る法令の遵守の
状況、事業用自動車の運行による事故の発生
の状況その他の事情を勘案し、事業用自動車の運
行の安全の確保を実効的に行うための方策につ
いて検討を加え、その結果に基づいて必要な措
置を講ずるものとする。

3 タクシー業務適正化特別措置法の一部改正)
年法律第七十五號)の一部を次のように改正す
る。

第七條第一項第二号中「第二十七條第二項」を
「第二十七條第三項」に改める。

理 由

自動車運送事業に係る輸送の安全を確保するた
め、当該事業に係る事業用自動車の運転者が疾病
により安全な運転ができないおそれがある状態で
事業用自動車を運転することの防止について定め
る必要がある。これが、この法律案を提出す
る理由である。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一
部を改正する法律案

右の本院提出案を送付する。

平成二十八年十一月十八日

参議院議長 伊達 忠一

衆議院議長 大島 理森殿

ストーカー行為等の規制等に関する法律の
一部を改正する法律

第一條 ストーカー行為等の規制等に関する法律
(平成十二年法律第八十一號)の一部を次のよう
に改正する。

第二條第一項第一号中「又は同居等に押し掛
ける」を「同居等に押し掛け、又は同居等の付近
をみだりにうろつく」に改め、同項第五号中「電
子メールを送信する」を「電子メールの送信等を
する」に改め、同項第八号中「又はその性的羞恥
心を害する文書、図画その他の物を送付し」を
「その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的
記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚
によつては認識することができない方式で作ら
れる記録であつて、電子計算機による情報処理
の用に供されるものをいう。以下この号におい
て同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し若
しくはその知り得る状態に置き、又はその性的
羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信
し」に改め、同條第二項中「前項第一号」を「第一

項第一号に改め、「まで」の下に「及び第五号(電子メールの送信等に係る部分に限る。)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

- 一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。)の送信を行うこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

第十六条を第二十一条とする。
第十五条中「者は、」の下に「六月以下の懲役又は」を加え、同条を第二十条とする。
第十四条第一項中「一年を二年」に、「百万円を二百万円」に改め、同条を第十九条とする。

第十三条の前の見出しを削り、同条第一項中「六月を一年」に、「五十万円を百万円」に改め、同条第二項を削り、同条を第十八条とし、同条の前に見出しとして「罰則」を付する。
第十二条を第十七条とし、第九条から第十一

条までを五条ずつ繰り下げる。
第八条の見出し中「支援等」を「支援」に改め、同条第一項中「ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及」を削り、「並びにス

トーカー行為等の防止に関する活動等を行つて

いる民間の自主的な組織活動の支援」を、「民間の施設における滞在についての支援及び公的賃貸住宅への入居についての配慮」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条を第十条とし、同条の次に次の三条を加える。

(調査研究の推進)
第十一条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等をした者を更生させるための方法、ストーカー行為等の相手方の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進に努めなければならない。
(ストーカー行為等の防止等に資するためのその他の措置)

第十二条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止及びストーカー行為等の相手方の保護に資するための次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 ストーカー行為等の実態の把握
- 二 人材の養成及び資質の向上
- 三 教育活動、広報活動等を通じた知識の普及及び啓発
- 四 民間の自主的な組織活動との連携協力及びその支援

(支援等を図るための措置)
第十三条 国及び地方公共団体は、第十条第一項及び前二条の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第七条第一項中「ストーカー行為又は第三条の規定に違反する行為(以下「ストーカー行為等」という。)」を「ストーカー行為等」に改め、同

条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(職務関係者による配慮等)
第九条 ストーカー行為等に係る相手方の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、当該ストーカー行為等の相手方の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、ストーカー行為等の相手方の人権、ストーカー行為等の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

3 国、地方公共団体等は、前二項に規定するもののほか、その保有する個人情報管理について、ストーカー行為等の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第六条の次に次の一条を加える。
(ストーカー行為等に係る情報提供の禁止)
第七条 何人も、ストーカー行為又は第三条の規定に違反する行為(以下「ストーカー行為等」という。)をしておそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該ストーカー行為等の相手方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるものを提供してはならない。

第二条 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。
第四条第二項中「又は第六条第一項の規定による命令を削り、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第五条第一項中「公安委員会は、警告を受け

た者が当該警告に従わずに当該警告に係る第三条の規定に違反する行為をしたを、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、第三条の規定に違反する行為があつたに、「当該警告に係る前条第一項の申出をした者をその相手方」に改め、同条第六項中「禁止命令等」の下に「及び第三項後段の規定による意見の聴取」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第五項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第七項とし、同項の次に次の三項を加える。

8 禁止命令等の効力は、禁止命令等をした日から起算して一年とする。
9 公安委員会は、禁止命令等をした場合において、前項の期間の経過後、当該禁止命令等を継続する必要があると認めるときは、当該禁止命令等に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方の申出により、又は職権で、当該禁止命令等の有効期間を一年間延長することができる。当該延長に係る期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

10 第二項の規定は禁止命令等の有効期間の延長をしようとする場合について、第六項及び第七項の規定は前項の申出を受けた場合について準用する。この場合において、第六項中「禁止命令等」とあるのは、「第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分」とあり、第七項中「禁止命令等」とあるのは、「当該禁止命令等」とあり、第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分」と読み替へるものとする。

第五条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 公安委員会は、第一項に規定する場合において、第三条の規定に違反する行為の相手方の身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、前項及び行政手続法第十三条第一項の規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、当該相手方の申出により(当該相手方の身体の安全が害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、その申出により、又は職権で)、禁止命令等を行うことができる。この場合において、当該禁止命令等をした公安委員会は、意見の聴取を、当該禁止命令等をした日から起算して十五日以内(当該禁止命令等をした日から起算して十五日以内に次項において準用する同法第十五条第三項の規定により意見の聴取の通知を行った場合にあつては、当該通知が到達したものとみなされる日から十四日以内)に行わなければならない。

4 行政手続法第三章第二節(第二十八条を除く。)の規定は、公安委員会が前項後段の規定による意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同法第十五条第一項中「聴聞を行うべき期日までに相当な期間を

おいて」とあるのは「速やかに」と、同法第二十六条中「不利益処分」の決定をするときは「あるのは」「ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第五条第三項後段の規定による意見の聴取を行ったときは」と、「参酌してこれをしなければ」とあるのは「考慮しなければ」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。第六條を削り、第七條を第六條とし、第八條から第十二條までを一條ずつ繰り上げる。

第十三条中「第十条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条第一項中「又は仮の命令」を削り、同条第二項中「禁止命令等」の下に「(第五条第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分を含む)」を加え、「警告若しくは仮の命令を受けた者を」「当該第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者」に、「警告若しくは仮の命令を受けた者」を「当該行為をしたと認められる者」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条第一項中「並びに」を「及び」に改め、「及び意見の聴取」を削り、「第四条第一項の申出をした者」を「第三条の規定に違反する行為の相手方」に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条第二項中「及び仮の命令及び」又は「仮の命令」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公安委員会は、第五条第二項の聴聞を終了しているときは、次に掲げる事由が生じた場合であっても、当該聴聞に係る禁止命令等を行うことができるものとし、当該他の公安委員会は、前項の規定にかかわらず、当該聴聞に係る禁止命令等を行うことができないものとする。

一 当該聴聞に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方がその住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。
二 当該聴聞に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為をした者がその住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知られないときは居所)を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。
第十五条を第十四条とし、第十六条を第十五

条とし、第十七条を第十六条とし、同条の次に次の一條を加える。

(公安委員会の事務の委任)
第十七条 この法律により公安委員会の権限に属する事務は、警察本部長等に行わせることができる。

2 方面公安委員会は、第十五条の規定により道公安委員会から委任された事務のうち、前項の事務を方面本部長又は警察署長に行わせることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第二条並びに附則第四条、第五条及び第六条(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条第一項第十五号の改正規定中「命令」の下に「若しくは同条第九項の規定によるその延長の処分を加える部分に限る。」の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日前にした第一条の規定による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律(附則第四条において「第一条による改正前の法」という。)第二条第二項に規定するストーカー行為に該当する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 地方公共団体の条例の規定で、第一条の規定による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律で規制する行為で同法で罰則が定められているものを処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(禁止命令等に関する経過措置)

第四条 次に掲げる命令についての第二条の規定による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律(以下この条において「第二条による改正後の法」という。)第五条第八項の規定の適用については、同項中「日から起算して一年」とあるのは、「時から、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第 号)附則第一条ただし書に規定する日から起算して一年を経過する日まで」とする。

一 附則第一条ただし書に規定する日前にした第二条の規定による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律(次条において「第二条による改正前の法」という。)第五条第一項の規定による命令

二 この法律の施行の日前に第一条による改正前の法第五条第一項の規定による命令を受けた者に対し、当該命令に係る第一条による改正前の法第三条の規定に違反する行為について附則第一条ただし書に規定する日から起算して一年以内にした第二条による改正後の法第五条第一項の規定による命令

2 前項第二号に掲げる第二条による改正後の法第五条第一項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者に対し当該この法律の施行の日前にした第一条による改正前の法第五条第一項の規定による命令は、その効力を失うものとする。

(仮の命令に関する経過措置)

第五条 附則第一条ただし書に規定する日前にした第二条による改正前の法第六条第一項の規定による命令については、同条第二項から第十一項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第 号)第二条の規定による改正前の第六条第一項」と、同条第八項中「したとき」とあるのは、「し、又は前条第三項の規定により禁止命令等をしたとき」と、同条第九項中「場合」とあるのは「場合及び前条第三項の規定により禁止命令等をする場合」とする。

第六条 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十五号中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、「命令」の下に「若しくは同条第九項の規定によるその延長の処分」を加える。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から第五条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、住居等の付近をみだりにうろつく行為及び電子メールに類するその他の電気通信の送信等することを規制の対象に加えることも

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

に、禁止命令等については、警告を経なくてもこれをすることができるようにすること、緊急の必要がある場合における手続を整備すること等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 住居等の付近をみだりにうろつく行為並びに電子メール以外のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと及び特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為を「つきまとい等」に追加して、規制の対象とすること。

2 禁止命令等の制度の見直し

(一) 都道府県公安委員会は、つきまとい等をして不安を覚えさせることを禁止する規定に違反する行為があつた場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、警告を経なくても、その相手方の申出により、又は職権で、禁止命令等を行うことができることとする。

(二) 都道府県公安委員会は、つきまとい等をして不安を覚えさせることを禁止する規定に違反する行為があつた場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときであつて、当該行為の相手方の身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、当該相

手方の申出により、禁止命令等を行うことができることとする。この場合において、当該禁止命令等をした都道府県公安委員会は、意見の聴取を、当該禁止命令等をした日から起算して十五日以内に行わなければならないこととする。

(三) 禁止命令等に有効期間を設け、一年ごとの更新制にすること。

3 罰則の見直し

(一) ストーカー行為をした者に対する刑事罰について、懲役刑及び罰金刑の上限を引き上げるとともに、告訴がなくても公訴を提起することができることとする。

(二) 禁止命令等に違反してストーカー行為をした者等に対する刑事罰について、懲役刑及び罰金刑の上限を引き上げること。

4 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、住居等の付近をみだりにうろつく行為及び電子メールに類するその他の電気通信の送信等を行うことを規制の対象に加えるとともに、禁止命令等について、警告を経なくてもこれをすることができるようにすること、緊急の必要がある場合における手続を整備すること等の措置を講ずるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成二十八年十一月三十日

内閣委員長 秋元 司
衆議院議長 大島 理森殿

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案
右の議案を提出する。
平成二十七年四月二十八日
提出者
細田 博之 岩屋 毅
西村 康稔 小沢 鋭仁
柿沢 未途 石関 貴史
松浪 健太 平沼 赳夫
賛成者
今津 寛外二十一名

特定複合観光施設区域の整備に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 特定複合観光施設区域の整備の推進に
関し基本となる事項

第一節 特定複合観光施設区域の整備の推進
に関する基本方針(第六条―第十条)

第二節 カジノ管理委員会の基本的な性格及び
任務(第十一条)

第三節 納付金等(第十二条・第十三条)

第三章 特定複合観光施設区域整備推進本部
(第十四条 第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行うことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定複合観光施設」とは、カジノ施設(別に法律で定めるところにより第十一条のカジノ管理委員会の許可を受けた民間事業者により特定複合観光施設区域において設置され、及び運営されるものに限る。以下同じ。)及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となつて設置されたものであつて、民間事業者が設置及び運営をするものをいう。

2 この法律において「特定複合観光施設区域」とは、特定複合観光施設を設置することができる区域として、別に法律で定めるところにより地方公共団体の申請に基づき国の認定を受けた区域をいう。

(基本理念)

第三条 特定複合観光施設区域の整備の推進は、地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本として行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、特定複合観光施設区域の整備を推進する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、次章の規定に基づき、特定複合観光施設区域の整備の推進を行うものとし、このために必要な措置を講ずるものとする。この場合において、必要となる法制上の措置については、この法律の施行後一年以内を目途として講じなければならない。

第二章 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本となる事項

第一節 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本方針

(国際競争力の高い魅力ある観光地の形成等)

第六条 政府は、特定複合観光施設区域が地域の特性を生かしつつ真に国際競争力の高い魅力ある観光地の形成の中核としての機能を備えたものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(観光産業等の国際競争力の強化及び地域経済の振興)

第七条 政府は、特定複合観光施設区域の整備により我が国の観光産業等の国際競争力の強化及び就業機会の増大その他の地域における経済の活性化が図られるよう、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体の構想の尊重)

第八条 政府は、地方公共団体による特定複合観光施設区域の整備(特定複合観光施設設置及び運営をする事業者の選定を含む。)に係る構想のうち優れたものを、特定複合観光施設区域の整備の推進に反映するため必要な措置を講ずるものとする。

(カジノ施設関係者に対する規制)

第九条 カジノ施設の設置及び運営をしようとする者(当該カジノ施設の設置及び運営に係る事業に従事しようとする者を含む。)、カジノ関連機器の製造、輸入又は販売をしようとする者並びにカジノ施設において入場者に対する役務の提供を行おうとする者(以下「カジノ施設関係者」という。)、別に法律で定めるところにより、第十一条のカジノ管理委員会の行う規制に従わなければならない。

(カジノ施設の設置及び運営に関する規制)

第十条 政府は、カジノ施設の設置及び運営に関するし、カジノ施設における不正行為の防止並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点から、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。

- 一 カジノ施設において行われるゲームの公正性の確保のために必要な基準に関する事項
 - 二 カジノ施設において用いられるチップその他の金銭の代替物の適正な利用に関する事項
 - 三 カジノ施設関係者及びカジノ施設の入場者から暴力団員その他カジノ施設に対する関与が不適当な者を排除するために必要な規制に関する事項
 - 四 犯罪の発生の予防及び通報のためのカジノ施設の設置及び運営をする者による監視及び防犯に係る設備、組織その他の体制の整備に関する事項
 - 五 風俗環境の保持等のために必要な規制に関する事項
 - 六 広告及び宣伝の規制に関する事項
 - 七 青少年の保護のために必要な知識の普及その他の青少年の健全育成のために必要な措置に関する事項
 - 八 カジノ施設の入場者がカジノ施設を利用したことに伴い悪影響を受けることを防止するために必要な措置に関する事項
- 2 政府は、前項に定めるもののほか、外国人旅客以外の者に係るカジノ施設の利用による悪影響を防止する観点から、カジノ施設に入場することができる者の範囲の設定その他のカジノ施設への入場に関し必要な措置を講ずるものとする。

第二節 カジノ管理委員会の基本的な性格及び任務

第十一条 カジノ管理委員会は、別に法律で定め

るところにより、内閣府に外局として置かれるものとし、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図るため、カジノ施設関係者に対する規制を行うものとする。

第三節 納付金等

(納付金)

第十二条 国及び地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、カジノ施設の設置及び運営をする者から納付金を徴収することができるものとする。

(入場料)

第十三条 国及び地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、カジノ施設の入場者から入場料を徴収することができるものとする。

第三章 特定複合観光施設区域整備推進本部

(設置)

第十四条 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に、特定複合観光施設区域整備推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務等)

第十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する総合調整に関すること。
- 二 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うために必要な法律案及び政令案の立案に関すること。
- 三 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- 2 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(組織)

第十六条 本部は、特定複合観光施設区域整備推

進本部長、特定複合観光施設区域整備推進本部長及び特定複合観光施設区域整備推進本部員をもつて組織する。

(特定複合観光施設区域整備推進本部長)

第十七条 本部長は、特定複合観光施設区域整備推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(特定複合観光施設区域整備推進本部長)

第十八条 本部に、特定複合観光施設区域整備推進本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(特定複合観光施設区域整備推進本部長)

第十九条 本部に、特定複合観光施設区域整備推進本部員(以下「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての内閣大臣をもつて充てる。

(資料の提出その他の協力)

第二十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものを含む。)の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(特定複合観光施設区域整備推進会議)

第二十一条 本部に、特定複合観光施設区域整備推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員二十人以内で組織する。

3 推進会議は、特定複合観光施設区域の整備の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議し、本部長に意見を述べざるものとする。

4 推進会議は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

5 本部長は、第三項の規定による意見に基づき措置を講じたときは、その旨を推進会議に通知しなければならない。

(事務局)

第二十二条 本部の事務を処理させるため、本部に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第二十三条 この法律に定めるもののほか、本部に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行うことが必要である。これが、この法律案を提出する理由である。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(細田博之君外七名提出、第百八十九回国会衆法第二〇号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1 この法律において「特定複合観光施設」とは、カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となつて設置された施設であつて、民間事業者が設置及び運営をするものをいうこと。また、「特定複合観光施設区域」とは、特定複合観光施設を設置することができる区域として、地方公共団体の申請に基づき国の認定を受けた区域をいうこと。

2 基本理念として、特定複合観光施設区域の

整備の推進は、地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本として行われるものとする。

3 国は、2の基本理念のつとめ、特定複合観光施設区域の整備を推進する責務を有すること。

4 政府は、5から7までにに基づき、特定複合観光施設区域の整備の推進を行うものとし、このために必要な措置を講ずるものとする。この場合において、必要となる法制上の措置については、この法律の施行後一年以内を目途として講じなければならないこと。

5 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本方針として、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成等、観光産業等の国際競争力の強化及び地域経済の振興、地方公共団体の構想の尊重、カジノ施設関係者に対する規制並びにカジノ施設の設置及び運営に関する規制に係る事項を定めること。

6 カジノ管理委員会は、内閣府に外局として置かれるものとし、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図るため、カジノ施設関係者に対する規制を行うものとする。

7 国及び地方公共団体は、カジノ施設の設置及び運営をする者から納付金を徴収することができるものとする。また、カジノ施設の入場者から入場料を徴収することができるものとする。

8 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に、内閣総理

大臣を本部長とする特定複合観光施設区域整備推進本部を置くこと。

9 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行うものであり、おおむね妥当なものと認めるが、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律第六条の規定により総務省設置法が改正されたことに伴い、技術的修正を加える必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。
平成二十八年十二月二日
内閣委員長 秋元 司
衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

(資料の提出その他の協力)

第二十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百

十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第九項

第四条(第十五号)の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(別紙)

特定複合観光施設区域の整備に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 特定複合観光施設区域の整備を推進するに当たっては、特に、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響を排除する観点、我が国の伝統・文化・芸術を活かした日本らしい国際競争力の高い魅力ある観光資源を整備する観点、並びにそれらを通じた観光及び地域経済の振興に寄与する観点に特に留意すること。

二 政府は、法第五条に基づき必要となる法制上の措置を講じるに当たり、特定複合観光施設区域の整備の推進に係る目的の公益性、運営主体等の性格、収益の扱い、射幸性の程度、運営主体の廉潔性、運営主体の公的管理監督、運営主体の財政的健全性、副次的弊害の防止等の観点から、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られるよう十分な検討を行うこと。

三 特定複合観光施設については、国際的・全国的な視点から、真に観光及び地域経済の振興の効果を十分に発揮できる規模のものとする。

四 特定複合観光施設区域の数については、我が国の特定複合観光施設としての国際的競争力の観点及びギャンブル等依存症予防等の観点から、厳格に少数に限ることとし、区域認定数の上限を法定すること。

五 地方公共団体が特定複合観光施設区域の認定申請を行うに当たっては、公営競技の法制に倣い、地方議会の同意を要件とすること。

六 特定複合観光施設区域の整備が真に観光及び地域経済の振興に寄与するため、また、特定複合観光施設設置の前提として犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないようにするため、特定複合観光施設区域の整備の推進における地方公共団体の役割を明確化するよう検討すること。

七 カジノ施設の設置及び運営をしようとする者その他カジノ施設関係者については、真に適格な者のみが選定されるよう厳格な要件を設けるとともに、その適合性について徹底した調査を行うことができるよう法制上の措置を講ずること。また、カジノ施設を含む特定複合観光施設全体の健全な運営等を確保するため、事業主体としての一体性及び事業活動の廉潔性が確保されるよう、法制上の措置を講ずること。

八 依存症予防等の観点から、カジノには厳格な入場規制を導入すること。その際、諸外国におけるカジノ入場規制の在り方やその実効性等を十分考慮し、我が国にふさわしい、清廉なカジノ運営に資する法制上の措置を講ずること。
九 入場規制の制度設計に当たっては、個人情報保護との調整を図りつつ、個人番号カード

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に定める「個人番号カード」をいう。)の活用を検討すること。

十 ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること。我が国におけるギャンブル等依存症の実態把握のための体制を整備するとともに、ギャンブル等依存症患者の相談体制や臨床医療体制を強化すること。加えて、ギャンブル等依存症に関する教育上の取組を整備すること。また、カジノにとどまらず、他のギャンブル等に起因する依存症を含め、関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築し、強化すること。

十一 法第九条及び第十条に定める各種規制等の検討に当たっては、諸外国におけるカジノ規制の現状等を十分踏まえるとともに、犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないように、世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築すること。

十二 カジノ管理委員会は、独立した強い権限を持ついわゆる三条委員会として設置し、カジノ管理委員会がカジノ営業規制等を厳格に執行できる体制の構築が不可欠であり、特に、カジノ導入時から厳格な規制を執行できるよう、十分な機構・定員を措置するとともに、適切な人材を配置するほか、厳格なカジノ営業規制等や関係事業者に対する行政処分等の監督を有効に執行できる人材育成の在り方も検討すること。また、特定複合観光施設設置の前提として犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないようにするため、都道府県警察その他の関係機関の必要な体制を確保するとともに、カジノ管理委員会とこれらの関係機関の連携体制を確保すること。

十三 カジノの運営主体が民間事業者になることに鑑み、カジノ事業者に適用される税制・会計規則等につき、諸外国の制度を十分に勘案の上、検討を行うこと。

十四 法第十二条に定める納付金を徴収することとする場合は、その用途は、法第一条に定める特定複合観光施設区域の整備の推進の目的と整合するものとするとともに、社会福祉、文化芸術の振興等の公益のためにも充ててることを検討すること。また、その制度設計に当たっては、依存症対策の実施をはじめ法第十条に定める必要な措置の実施に十分配慮した検討を行うこと。

十五 以上を含め、法第五条に定める必要となる法制上の措置の検討に当たっては、十分に国民的な議論を尽くすこと。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 一八円 一〇円